

令和2年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年10月15日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 令和2年10月15日
4. 応招、出席議員
1番 石井 恵子
2番 松本 有利子
3番 軍司 俊紀
4番 稲葉 健
5番 古澤 由紀子
6番 近藤 瑞枝
7番 増田 葉子
8番 塚田 湧長
9番 野田 泰博
10番 柴田 圭子
5. 不応招、欠席議員
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管理者	板倉 正直	副管理者	笠井 喜久雄
副管理者	岡田 正市	代表監査 委員	椎名 眞一
会計管理者	芝野 広子	事務局長	鈴木 秀昭
庶務課長	朝倉 勇治	印西 クリーン センター 工場長	小川 和弘
平岡自然 公園事業 推進課長	高橋 英夫		

7. 管理者提出議案
報告第 1号 継続費精算報告書の報告について
報告第 2号 継続費繰越計算書の報告について
認定第 1号 令和元年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 令和元年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1号 令和2年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について
同意第 1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
8. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
9. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
7番 増田 葉子 8番 塚田 湧長
10. 議事の経過

◎開会の宣告

○議長（柴田圭子議員） では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご苦労さまです。

ただいまから令和2年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

上着、ネクタイは外されても結構でございます。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（柴田圭子議員） 本日の会議を開きます。

議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（柴田圭子議員） 初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。本日は、令和2年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より組合事業の推進にご尽力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年度末から新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され、当組合におきましても感染拡大の防止のため、施設等の休館や利用の制限等を行い、地域住民の皆様に変なご不便とご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りいたしまして心よりおわびを申し上げます。

また、私事となりますが、印西市長として3期目を迎え、引き続き当組合の管理者として、職務に邁進していくこととなりました。

このたび新たに栄町から選出された野田議員、塚田議員も加わり、新体制となるわけでございますが、議員の皆様をはじめ関係各位のご協力をいただきながら、生活に密着した組合事業を安全かつ安定的に進めてまいり所存でございます。

それでは、組合事業についてご報告をいたします。

初めに、ごみ処理事業でございますが、令和元年度、印西クリーンセンターに搬入されたごみの総量は、4万8,690トンで、前年度比3.9%の増でございました。要因は管内における人口の増加などによるものと思われまます。引き続き構成市町と協力し、ごみの減量化、資源化を図ってまいります。

次に、次期中間処理施設整備事業ですが、これまでに策定した施設整備及び地域振興策の基本計画に基づき、施設整備事業につきましては、施設の基本設計や環境影響評価業務を進めており、さらにアクセス道路や上下水道のインフラ整備を進めているところでございます。また、地域振興策につきましては、地元の吉田区と協議を重ねながら、用地取得に向けて事務を進めているところでございます。

次に、最終処分場についてでございますが、令和元年度末現在の埋立ての状況は、埋立て容量、約40万2,000立方メートルに対し、埋立量9万1,000立方メートルで、埋立率は約23%となっております。

次に、温水センター事業でございますが、令和元年度の年間利用者数は約16万6,000人で、前年度比約1万7,000人、9.3%の減でございました。減少した原因といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月2日から3月31日まで休館したことによるものと考えております。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場では令和元年11月から火葬炉が6炉体制での稼働となり、火葬待ちの日数も大幅に緩和されたところでございます。令和元年度の火葬件数は1,689件で、前年度比53件、3.2%の増でございました。平均稼働率は、約57.5%、1日当たり平均5.5件で、前年度比率では約10.2ポイントの減でございます。

印西霊園につきましては、令和元年度末累計使用許可数は2,310基で、前年度比124基、5.7%の増でございました。令和元年度末時点での残基数は、返還分を含め413基となっております。また、合葬墓整備計画につきましては、来年度の工事着工に向けまして、現在、実施設計業務を進めているところでございます。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、継続費精算報告書及び繰越計算書の報告、令和元年度一般会計及び墓地事業特別会計の歳入歳出決算の認定、令和2年度一般会計補正予算及び監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（柴田圭子議員） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

○議長（柴田圭子議員） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎議席の指定

○議長（柴田圭子議員） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、塚田議員の議席は8番を、野田議員の議席は9番を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田圭子議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席7番の増田葉子議員、議席8番の塚田湧長議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田圭子議員） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田圭子議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査の結果の報告がありました。お手元に印刷物を配付してございますので、ご了承願います。

次に、先ほど議席の指定をいたしました塚田湧長議員、野田泰博議員の両議員は、閉会中に議会運営委員会委員に指名いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柴田圭子議員） 日程第5、一般質問を行います。

なお、一般質問については、一問一答方式、議員の質問時間は新型コロナウイルス感染症予防のため、20分

間としておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

質問通告のあった議席3番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。議席3番、軍司俊紀でございます。

まず、質問1、新型コロナウイルス感染症と廃棄物処理について。廃棄物処理は、市民生活において必要不可欠な事業であり、感染が拡大する状況にあっても、適正かつ円滑な処理が継続的に行われる必要がある。

(1)、5月1日付で環境省から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に関わる廃棄物の円滑な処理等について通知が出されているが、組合では2市1町と打合せはされているのか、お聞きします。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

組合では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、住民生活に密着した廃棄物処理業務を継続していくために、できる限り構成市町との情報共有に努めてきたところでございます。ご質問の規則の改正及び通知の趣旨につきましては、一般廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設等で、一般廃棄物処理業者は市の許可を受け廃棄物処理業を行います。コロナ禍での許可業者の処理能力を補完する目的として、特例として市が業者を指定して、廃棄物処理の一部を行うことができるという規則の改正が行われたものと認識しているところでございますが、組合におきましては、国内で感染拡大が懸念され始めたことから、4月の時点で収集運搬などの委託業者と協議を行い、廃棄物処理業務を継続して行くための相互支援体制を構築したところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のご回答、この通達というのが、そもそも大きく4つの内容が書かれていて、今のご回答はこの4つの通達の中の1つ目の一般廃棄物処理業の許可を要しないものに関わる特例の創設に関する回答だと考えています。業者間での相互支援体制を構築したということは理解しましたが、では具体的にちょっとお聞きしたいのですけれども、質問として印西市内及び白井市内で収集運搬を行っている業者が新型コロナウイルス感染症にかかってごみの収集ができなくなった。例えばA社ができなくなった。B社はその代わりに収集できますねという確認をしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

住民生活に密着した止めることのできない業務でございますので、支援体制を構築して収集業務を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） できるというような回答でいいのかなと思いますけれども、ではさらに質問しますけれども、ただそうはいつでもA社ができなくなって、B社が全部やるということになれば今度は収集するのに時間がかかることは、これ確実に推定されますから、その場合の組合側での例えば計量室の受入れ時間の延長とか、あるいは粗大ごみ班の勤務時間の超過というのは、これ必然的に考えられると思いますけれども、組合側ではその辺の支援体制は取られていますねという確認をしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

これまでも台風のときなどは対応させていただいておまして、今後もそのような場合は委託業者に延長や超過の勤務体制をとっていただくこととしておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 分かりました。しっかりフォローもしていただければと思います。

続きますけれども、私が今回の通達で一番大事な内容だと思っているのは、この通達内の記載のある実は4つ目の内容なのです。その内容というのを申し上げますと、廃棄物の処理に関する適正かつ円滑な処理体制の確保についてという、こういう項目が4つ目にあるわけです。

それについて、どう考えているのかというのを（2）に書きました。感染が拡大する状況下を想定してのBCP、いわゆる事業継続計画は組合で策定されていますねという確認をしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

当組合事業の一般廃棄物の処理業務は、地域の住民生活に必要な不可欠な業務でありまして、業務の中断は地域に与える影響が多大なものになります。このため緊急事態宣言が発せられたことを受けまして、万一業務従事者に感染者が発生した場合においても、業務を継続するための継続計画を4月13日に策定してございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 新型コロナウイルスが終息するかどうか分かりませんが、やはり緊急事態宣言が出ないとは限らないので、具体的に言ったBCPの内容も含めて、具体的にちょっとお聞きしていきたいと思うのですけれども、通達の中ではこんなことが書いてあります。市町村等の職員または廃棄物処理業者の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となり、出勤を控えること等の対応を行うため、廃棄物処理事業の一部または全体が停止したときに対応を考えなさいと。また、マスクや防護服等の个人防护具が不足すること等により、従業員等の感染防止対策が行えず、処理業が停止または廃棄物焼却施設に関わる定期的な点検、機能検査、補修等が行えず、当該焼却施設の安全な運転に支障が出るということが考えられますと、ですからこういうときについて、ここにも記載があるわけなのですけれども、特に今申し上げた2点について、ちょっとまとめてお聞きしたいのですけれども、まず1点目が先ほどお答えがあったBCPというのは、今私が申し上げた内容なんかをしっかりと考慮しながら、いわゆる段階に応じてフェーズワン、フェーズツー、このような感じできっとつくられていますねと確認をしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

業務の継続計画は、環境省からの通知にありますとおり、職員や従事者に感染者または濃厚接触者が発生した場合であっても、ごみ処理業務が停止するようなことがないよう、作成したものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 具体的に例えば職員さんがかかった場合とか、その対応というのはしっかり取られているような計画になっていますね、そこを確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えします。

4月には収集運搬業者、それから中間処理業者、職員を含めての体制ですが、これらが協議を行いまして、適切な処理が継続できるよう支援体制を既に構築しているところでございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 職員さんの体制は分かったのですけれども、今度は逆に一方で、では焼却施設については委託していると思うのですけれども、その委託運営されている会社さんにも同じような状況になった場合のことはお話しされていますね。バックアップ体制ってこれ十分なのですか、確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されていたため、業務委託をしております企業と協議を行いまして、こちらもやはり4月には相互支援体制の構

築をして確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のお話をお聞きすると、職員さんがなった場合でも、焼却施設の委託運営されている業者さんがなった場合でも、大丈夫なのだろうなと何となく分かるのだけれども、では最後にちょっと確認をしておきたいのは、例えば近隣自治体と、ではごみ処理が停滞した場合の対策について、具体的には例えば成田とか我孫子とか八千代なんかの清掃工場さん、クリーンセンターさんの担当者とのような議論がされているのか、例えばこれ協定なんかがあるのかどうか、そこ確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 3団体ございまして、成田市、柏市、船橋市と相互支援協定を結んでおりまして、廃棄物の相互の受入体制を構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 新型コロナウイルス感染症の下での廃棄物処理については、廃棄物処理事業の安定的な継続に鋭意尽力されていることには深く感謝します。同時に、改めて処理施設が停止することは、生活環境の悪化、ひいては公衆衛生上のリスクも増大等にもつながることを、これ私が言うまでもありませんけれども、しっかりとこれ心に留め置いて職責に当たっていただきたいと思えます。

それでは、質問2に入ります。質問2、ペットボトルや廃プラスチック処理について、こちらをお聞きしたいと思います。実はこの質問は、前回の定例会でもやったのですけれども、ちょっと状況も少し変わってきているような感じがしますので、質問していきたいと思えます。中国などの外国政府による廃プラスチックの輸入規制は、国内の廃棄物業界や資源業界を揺るがし、製品プラスチックなどのリサイクルに取り組んできた自治体にも影響を及ぼしている。昨年5月には、環境省が第4次循環型社会推進基本計画に基づくプラスチック資源循環戦略を策定し、廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等についてという通知が出され、組合でも議論がされていると思うが、以下について確認をします。

（1）、印西市内の複数の自治会では、資源物回収としてペットボトルの回収を行っていたが、今秋からペットボトルの回収は行わない旨の通知が出されている。組合では、この状況を把握されていますか確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

印西市内の自治会が行っている資源物回収につきましては、市が自治会等に奨励金を交付し推進している事業でありますことから、自治会から出されている通知については直接把握をしていない状況でございます。このため組合から印西市クリーン推進課に確認しましたところ、今年度4月からペットボトルを回収できない自治会や町内会が約30団体あるとのことでございました。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、お聞きしますけれども、白井市や栄町の状況はどうなのでしょう。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

白井市においては、令和2年1月、今年から3団体の買取りが停止されていると確認しております。また、栄町においては集団回収においてはペットボトルを対象としていないということでございました。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 環境整備事業組合への影響というのはどういう影響が出てくると考えられますか。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

構成市町に確認しましたところ、前年度ベースになります。印西市が年間約3万3,000キログラム、白井市が年間約1万2,000キログラム、2市合わせて年間4,500キログラムが組合での処理量に影響することが予測されます。

（「4万」と呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 4万、失礼いたしました。2市合わせまして、年間4万5,000キログラムになります。これが影響することが予測されます。なお、栄町分の組合処理への影響はございません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 結構な量が増えるのかなと、結構な量と言えるかどうか分かりませんが、量が増えるというのは現実的に今のお答えから分かるのですが、これは（2）と併せて再質問していきたいと思いますが、（2）に入ります。

（2）、資源物としてのペットボトルを含むプラスチックリサイクルは、継続処理可能なのでしょうか確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

組合でのプラスチック製容器包装類のリサイクルにつきましてご説明しますと、家庭から集積所に出されたプラスチック製容器包装類は、収集運搬業者が中間処理業者の施設に直接搬入し、中間処理を行った後、容器包装リサイクル協会にて落札した再資源化業者に搬入され、再商品化されるものがございます。

ご質問の組合での継続処理につきましては、令和3年度分におきましても、これまでと同様に容器包装リサイクル協会から令和3年度予定量調査が既にございまして、この11月にも説明会が開催されることになっておりますことから、容器包装リサイクル協会を通じリサイクルが継続されるものと認識しております。組合といたしましては、今後においてもペットボトルやプラスチック製容器包装類のリサイクルの動向や国のプラスチック処理政策を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のご回答をお聞きしていると、令和3年度は11月に説明会が開催されるということをお聞きしましたので、何となくこれ大丈夫そうだなというのはわかりますけれども、容器協会はこれどのように再資源化業者を決定し、どのように自治体に振り分けているのか確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

容器包装リサイクル協会が入札を行い、買い取り価格をもとに業者を選定し、地域性等を考慮し自治体ごとに振り分けているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 環境整備事業組合のプラスチックとかペットボトルは、どのような再資源化業者により再資源化されているのか確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

令和2年度のプラスチック製容器包装類の再資源化業者は、印西市分は富津市でパレット等を製作している業者へ、また白井市分は君津市内の製鉄所で再利用されています。また、ペットボトルの再資源化業者は、印西市分が茨城県境町で再びペットボトル等を製作している業者に、白井市分が同じ

く笠間市で同様にペットボトル等を製作している業者にて再資源化されているところでございます。
以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のお答えをお聞きしていくと、容リ協会を通じて再資源化事業者という流れは理解しますが、今の一番初めに申し上げたとおり、資源物回収を行っていたのが辞めてしまったなどということ、やはり聞くと心配ではありますので、並行して例えばペットボトルリサイクル業者に、直接そのペットボトルのリサイクルを依頼することというのはできないのでしょうか、それを確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

可能と思います。組合といたしましては、継続的な処理等を踏まえまして、業者選定につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ぜひ慎重を期す意味で、容リ協会にももちろん頼っていくというのは大事な話ですが、容リ協会と同時に、例えば成田市のほうで今回ガラスリソーシング株式会社というのがあって、これは印西地区環境整備事業組合でも瓶等のリサイクルを多分ここをお願いしているのではないかなと思います。このガラスリソーシングのほうで廃ペットボトルの資源化で国内最大規模の施設を稼働させているのです。今回、ですから、こういうところに例えばこれ成田ですから近いですから、しっかりタッグ組んでいただいて、ある程度そちらに流していくというようなことも工夫が必要なかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それでは、(3)に入りますけれども、(3)、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の処理について、事業者から相談があったかどうか確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 現在まで組合にそのような相談はない状況でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） では、相談が来たら対応できるのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

現在、家庭から出されているプラスチック容器包装類につきましては、クリーンセンターではなく委託している中間処理施設へ直接搬入し、中間処理を行っている状況でございます。このようなことから、今後におきましても当組合での産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の処理については、難しいものと考えております。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） これ2月にも質問したところなのですが、これ国の通達では前向きに考えるようにという記載があったように思うのですが、正直、私もこれ別に積極的にやってくさいという話ではありませんけれども、現実的にこれ難しいと、できないという回答で、例えば相談があった場合に対応できるものでしょうか。そこを確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

当クリーンセンターは、一般廃棄物を処理する施設でございます。事業系一般廃棄物の燃えるごみは手数料を徴収し、焼却してございますが、産業廃棄物である廃プラスチックの処理焼却は難しいものと考えております。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 廃棄物処理法第11条2項に規定がありますが、市町村が処理するこ

とが適当と認められる産業廃棄物の処理を事業として行うことができるという記載もあるのです。ただ、印西クリーンセンターの施設等々を考えると、今現在、難しいということであれば、それはそれで構わないと思うのですが、業者から相談があった場合に、しっかりと対応していただきたいなど、できないならできないで、その辺の理由をしっかりとお伝えしながらやっていただきたいというふうに思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、今後もペットボトルやプラスチック製容器包装類のリサイクルについては、国の動向、国のプラスチック処理政策を注視していただきたいということをお願いして、次の大きな質問に入りたいと思います。

質問の3です。次期中間処理施設の整備についてなのですが、施設整備基本設計において、設計図書の技術提案はどこまでされているのかということをお聞きます。

(1)、要求水準書の策定は誰が行っていくのでしょうか。

○議長(柴田圭子議員) 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) お答えいたします。

施設の処理能力や設備の仕様などを記載する設計や建設の要求水準書は、委託した技術支援業者から支援を受けながら、組合が作成していきます。

以上です。

○議長(柴田圭子議員) 軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) (2)なのですが、(1)と(2)とまとめて再質問したいので、まず(2)を先にお聞きます。メーカー提案の評価は誰が行っていくのでしょうか。

○議長(柴田圭子議員) 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) お答えいたします。

要求水準書に対するメーカー提案図書の評価は、組合で行うこととなります。

以上です。

○議長(柴田圭子議員) 軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) 今の(1)、(2)の質問の回答をお聞きしていると、組合が策定して行って、組合で行うということなのですが、法的にできるのかなという心配はあるのです。できるというのがこれ前提になってしまうかと思うのですが、ちょっとお聞きしていきたいのは、現在の支援業務の委託のスケジュールでは、今年度、令和2年度に見積仕様書の作成等が行われることになっています。これはスケジュールどおり現在、進んでいると考えてよろしいのでしょうか。

○議長(柴田圭子議員) 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) お答えいたします。

令和3年度にプラントメーカーから見積設計図書の提出を受けるため、現在、次期施設の見積仕様書を作成しており、アクセス道路、残土処分など慎重な検討を要するところがございますが、作業は予定どおり進める予定でございます。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) 今のご回答を聞いていると、見積仕様書が様々な提案事項があるとはいえ、令和2年度にできるとすれば、先ほどの(1)、(2)のご回答では、技術支援業者と組合で各メーカーの技術提案書作成というものを、これ令和3年度にやっていくということになっていますけれども、そういう認識でよろしいかどうか、そこ確認したいと思います。

○議長(柴田圭子議員) 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) お答えいたします。

プラントメーカーによる提案図書の作成につきましては、令和3年度に行っていく予定でございます。

以上です。

○議長(柴田圭子議員) 軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) 今、国の流れというか、多くのクリーンセンターを抱える自治体、組合においては、例えば今後の施設整備において、今回、要求水準書をつくることになっていますけれども、

要求水準書を策定する検討の中で、今現在、いわゆる排熱エネルギーについて、印西市においては排熱ということで、ニュータウンセンターのほうに出したりはしますけれども、発電という考え方が非常にこれ大きい。現実的に船橋の北の清掃工場では、日本でも3本の指はちょっと大げさかもしれませんが、5本の指に入るほど大きな発電をしているわけです、ごみの処理によって。印西市でももちろん今もう環境アセスやっていますから、なかなか規模を大きくするということが不可能だと思いますけれども、現在の規模の中でいわゆる要求水準書の作成検討の中で、この排熱エネルギーということについて、組合がこれどのような考え方で利用を進めていくのか、これどのような検討が行われているのか、ここについてちょっとお聞かせください。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

次期中間処理施設から排熱エネルギーを回収しまして、適切かつ効率的に利用していくという考えをもとに検討を行っております。具体的には、供給先と考えられます次期中間処理施設や地域振興開発エリア内の温浴施設など、電気や蒸気、温水といった熱による供給方法を検討しております、それぞれの施設への供給方法、それから供給量、設備などの検討を、費用対効果といった面などから検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 粛々とスケジュールにのっとった形でやっているとは思いますが、これスケジュールどおりにやっていると、かなりこれ時間的に厳しいと、検討していく時間もなかなかないのだろうと思うわけなので、先ほど申し上げたとおり、これ既に環境アセスメントを行っている中で、大幅に規模を拡大してというのも難しいというのは分かっていますけれども、私自身としてはやはり先ほどご回答あったように、今、蒸気とか温水とかを本当に地域振興支援策で今考えている業者さんというか、会社のほうでできるのだろうかという非常にこれ疑問点があるわけです。でしたら、初めからもう発電に重きをおいた形で検討を進めていくべきではないかなと、そのほうが結局発電することによって売電することによって、構成市町の負担金も減るわけですから、本当に必要な施設は何なのか、住民にとっても地域にとっても歓迎される清掃工場、クリーンセンターを目指していただければなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、質問4、最後の質問ですけれども、質問4に入りたいと思います。災害廃棄物の処理についてです。2市1町では、それぞれに廃棄物処理計画を策定し、災害時には処理業務を行っていくと考えているが、では組合の役割というのはどういうもののでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

既に策定しております印西市の災害廃棄物処理計画におきましては、組合は市と連携し災害廃棄物の処理を行うこととされております。具体的には、災害廃棄物の種類、量などを把握し、処理の方法やスケジュールを組み立てることが主な役割であると認識しているところでございます。なお、白井市、栄町におきましては現在、計画を策定中ということでございますので、今後、それぞれの策定の過程で役割等に関する調整が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のご回答の中で、役割分担というのがどうなっているのかなというのが見えないので、例えば先ほどおっしゃったとおり、具体的には災害廃棄物の種類、量などを把握して、処理の方法とかスケジュールを組み立てることが役割だと、白井、栄町においては策定中だということなので、策定の過程で役割に関する調整が必要だということは理解しましたけれども、では現状はその災害廃棄物の処理について、現段階でももしも万が一、大きな地震がありました、それから大きな水害が起きましたなんていう場合には、災害廃棄物の処理について組合と構成市町はどの程度話し合いの場を持っていらっしゃるのですか確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

市町との担当者会議等で、災害廃棄物等に関する意見交換を行っております。また、印西市の災害廃棄物処理計画の策定段階においても意見照会があり、調整等をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それについて一例を申し上げますけれども、熊本で大きな地震がありました。その熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物の現状と課題という文書が出されていて、この中を読むと市町村に置いて災害廃棄物の仮置場用地の事前申請がなされていなかったため、市町村において仮置場がしっかり申請されていなかったため、用地の確保に苦慮したと、もちろん今申し上げたとおり、これはそれぞれの2市1町の役割だと思います。膨大な災害廃棄物により仮置場の許容量に短時間で達した例があったと、こういったことを考えると、一元的には災害ごみの仮置場や中継所の設置は構成市町村の役割であるといえは当然ですけれども、焼却処分という中間処理が詰まると、ごみは減らないということになります。この焼却処分というのは、完全に組合の役割だというふうに考えるわけです。

また、処理困難物として、今年の台風でもあったけれども、では水害のときには必ず発生する例えば瓦とか濡れた畳、こういったものはどうするのだという、ではこれは構成市町に任せるのか。構成市町は、もちろん構成市町で処理はしなくてはいけないとは思いますが、例えばでは南山にあるストックヤードをどう活用するのかということも考えなくてはいけないと思う。組合の役割も非常に大きいのではないかなというふうに思うわけです。だとすれば、今後、中間処理をメインに置いての災害廃棄物処理計画を組合でも計画立てて行っていくべきではないのですか。これ全てに策定する必要があるのではないですか。このことをちょっと確認したいと思います。今後、中間処理をメインに置いての災害廃棄物処理計画を組合でも立てていくべきだと思いますが、どのように考えるのか、お答えください。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、大変重要なことと思います。日頃の操業計画にも影響するものと考えますので、組合としましては先進事例などを参考に、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） いつ災害があるか分からない、これが現実だと思います。そのためには、やはりコミュニケーションをよくして、構成市町が何を考えているのか、そして最後中間処理、いわゆる焼却をする組合は何をしなくてはいけないのか、この辺をしっかりと念頭に置きながら、計画を早急に立て、各構成市町と話し合っていたいただきたいということをお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（柴田圭子議員） 以上で軍司議員の一般質問を終わります

ここで休憩をいたします。再開は10時55分。

(午前10時43分)

○議長（柴田圭子議員） では、会議を再開します。

(午前10時55分)

○議長（柴田圭子議員） 次に、議席7番、増田葉子議員の発言を許します。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。議席7番、印西市の増田葉子でございます。

1、資源化の仕組みづくりについて。令和元年度の実績によると、収集ごみ量は資源物も含め増加傾向となっている。ごみ量は、景気や流入、定住人口などを反映するものではありませんが、排出されるごみ、資源物の内容をよく精査し、どのような取組が効果的か考えていく必要があります。ごみを

なるべく出さない一人一人の取り組みが大切であることは大前提として、どのような仕組みづくりができるでしょうか。

(1)、令和元年度の実績から、どのような傾向が分析されたか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

令和元年度の構成市町全体の資源物を除くごみ排出量の実績が4万8,690トンで、そのうち家庭から排出されるごみが3万5,346トン、事業系一般廃棄物が1万3,344トンで、令和元年度以前5年間の推移を見ますと、いずれも増加している状況です。家庭系、事業系とも増加している要因としましては、千葉ニュータウン地区などへの転入や店舗等の進出に伴う排出者の増加が大きなものと考えております。

また、令和元年度におきます資源物の実績は6,980トンで、令和元年度以前5年間は7,000トン前後で推移しております。種別ごとの状況としましては、紙類が2,740トンと一番多く、続いてプラスチック容器包装類が1,616トンで、主にプラスチック容器包装類やペットボトルなどが増加している状況です。さらに、令和元年度における家庭から出される1日1人当たりのごみ量は618グラムで、平成30年度までは年々減少しておりましたが、令和元年度におきましては15グラムの増加に転じたことから、今後、この要因を分析してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） まず初めに、質問の意図を申し上げたいと思います。今回、質問の表題としました仕組みづくりという表現ですけれども、これはごみ処理基本計画の中で使われている表現です。一人一人の取り組みを啓発していくことは大前提として、次期中間処理施設のハード整備と一緒の歩みとして、現在の収集体制や分別の種目など、どのように変えていくべきなのか、効率的な資源化や減量化、処理をしていく体制など、どのような仕組みでやっていくのか、今それを考えていかななくてはいけないのではないかとこの投げかけをするための質問でございます。時間のかかることから、今から取り組んでいかなければならないかなと思っております。

では、(1)、先ほどいただきました答弁への再質問させていただきます。ごみ量、資源物量、原単位の傾向をお答えいただきまして、原単位が増加した要因としては単年度での分析は難しいというご答弁なのかなと思います。今年度、令和2年度の数字が出て初めて、これがどういう、例えば新型コロナの影響だったのかどうか、そういったことも分析できるのだろうなと思いますけれども、伺いたいのはごみ量が増加傾向であるのに、資源物量は横ばいであるということです。ごみ量の増加が人口の増とするならば、資源物もともに増加傾向であるべきだと思いますけれども、これについてはどのような分析がされているのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

印西市、白井市につきましては、組合が資源物の回収をしておりますので、種別等の把握はしておりますが、栄町におきましては町が単独で行っているため、種別等の把握はできていない状況です。

このような中、資源物量が横ばいである理由につきましては、細かな分析はできない状況でございますが、一般的にはごみの中で大きな割合を占める紙やプラスチックなどの資源物が燃えるごみの中に混入されてしまっていることが1つの要因であると考えられます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 混入していることが原因かどうか、そういったことも次の質問、(2)のほうで組成分析をお聞きしておりますけれども、そういうこともあわせて分析していく必要があるかなと思います。

もう一つ伺いたいの、令和元年度のリサイクル率です。これはリサイクル率というのは資源物、直接出された資源物に加えまして、中間処理後の資源化の回収、それから集団回収などの入った数字となっているわけですけれども、こちらの数字の推移をお伺いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

令和元年度のリサイクル率は18.3%です。リサイクル率の推移ですが、平成27年度は27.3%で、その後、毎年度リサイクル率は下がっております。平成30年9月から焼却灰の一部がリサイクル業者への処分から最終処分場への処分に変更したことから30年度以降はさらに下がっているという状況でございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 大体分かりました。ごみ量が増えているのに資源物が増えていかないのかということについては、本当にいろんな要因があると思います。例えばもう本当にそれこそ新聞を読む人が少なくなっているとか、それから意外と民間の例えばスーパーの店頭とかにある集積所、回収所、そういったのはこの数字に入ってきませんので、そういったところが増えているとか、いろいろな要因があると思います。こういうことはやはり情報収集をしっかりなさって、分析していくということが大事なのではないかなというふうに思います。

もう一つ、リサイクルに関する新しい話題として、ちょっと1つお聞きしたいのですけれども、レジ袋の有料化に伴って、有料化の対象とならない、いわゆる海洋由来、土に帰るといふレジ袋です。そういうものを採用する店舗が増えております。大手コンビニなどもみんなこぞって採用しておりますけれども、これ当然容プラの中にはこういうレジ袋も多く混入してくるはずですが、報道で聞いた限りでは、そうした特殊なプラスチックは今の容プラのリサイクルルートに乗らないというのですか、1つラインを設けるか、容器包装リサイクルのラインに乗らずに除外しなくてはならないというようなことも解説としてされていますけれども、そういったことは当組合ではもうお話として、中間処理業者の方などからは入ってきているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 今のところ、そういうことは組合には入ってきておりません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 分かりました。現時点では、ということで承ります。ごみは、全体は増えているのですけれども、資源物量は頭打ちであるということ、リサイクル率も下がっているということ、背景にどのようなことがあるのか、もしかして今の現状のリサイクルはもう啓発だけでは限界に来ていると、頑張っただけで皆さん分別しましょうというふうに呼びかけるだけでは限界に来ているのではないかなというような仮説も考えられるわけです。新たな仕組みが必要なのではないかと、またそこで考えていかなければならないなというふうに思います。

では、次に進みます。（2）です。ごみの組成分析から、どのような傾向が読み取れたか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

令和元年度に当クリーンセンターで実施した可燃ごみの組成分析の結果、紙類が36.3%、プラスチック類が26.3%、布類が15.5%、草木が12.1%、厨芥類が6%などとなっております。過去の分析結果においても紙やプラスチック類の割合は高く、上位を占めている傾向でございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 紙類とプラスチック類が上位を占めているというのは、もういつでも相変わらずなのですけれども、ごみ処理基本計画に掲載されておりますのは平成29年度の組成分析が載っております。これと比べて見ますと、今の答弁、かなり変化しているなという印象を実は持っております。紙類が41%から36%に減っています。厨芥類が15.5%あったのですけれども、それが6%に減少している。これはもしかして、ひょっとしてなのかもしれません、ニュータウン駅前にディスプレイを付けたマンションが多く建設されています。そういったことから厨芥類が減っているのではない

かなとか、そんなことも思ったりもするのですけれども、一方で草木類は6.3%から12%というふう
に増えています。これは総体的なパーセントですから、ほかが減った分が増えてきているということ
かもしれませんけれども、そういったことも実際の量としてどんな影響で変わってきているのかとい
うことです。そういったことをどう分析されているのだろうか。私は、2か年の、29年度と31年度
の比較で今申し上げていたわけですが、そういった組成分析から何か、どのような分析をされ
ているのか伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 先ほどの質問でご回答させていただきました紙やプ
ラスチックの割合が多い傾向であるということをお答えさせていただきましたが、紙、それからプ
ラスチック類については、材質のみの調査でございまして、資源物相当であるかまた可燃ごみ相当であ
るかという細かな調査はしておりません。可燃ごみの中には、資源物として再利用できるものが混入
されている可能性は高く、資源物のさらなる分別、それから分別の徹底に向けた啓発活動などが必
要と考えられるところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 了解いたしました。材質のみの調査ということで、それは確かに混入して
いるのか、リサイクル可能なものがどのくらい入っているのかというのは単年度においては見ていな
いということだと思えるのですけれども、上位を占めている紙類、プラ類の分別を進めていくことは相
変わらずこれは大事なことだというふうに思いますけれども、今からやらなくてはいけないことは、
次期施設の稼働が始まったときに、今のままをさらに分別を推進しますという方向性だけでいいのか
どうかということです。今の方向や程度でいいのかということです。大きな視点で検討していかなく
てはいけないのではないかとこのように思うのですけれども、その点を含めまして次に進みたいと思
います。

（3）です。ごみ処理基本計画で掲げられた重点施策はどのように取り組まれたか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

ごみ処理基本計画につきましては、構成市町から排出されるごみ量などに関する4つの目標値とご
み排出量の削減やごみの分別に関する6つの重点施策を掲げており、構成市町が主体となり住民や事
業者等との連携を図りながら、推進していただいているところでございます。

構成市町の主な取組としましては、それぞれの市町において生ごみ処理機購入助成金や集団回収運
動奨励金の交付、草木類の資源化、それからイベントや広報紙等での啓発、近年では携帯電話のアプ
リや動画を活用した啓発活動などにも積極的に取り組んでいただいているものと認識しております。

組合といたしましても、構成市町の担当者と取組状況などの情報交換を図りながら、組合としての
広報活動や工場見学、夏休みの親子教室などを行い、ごみの減量化、分別などの啓発に努めてきたと
ころでございます。また、粗大ごみとして搬入された家具などを修理し、展示販売も行っており、令
和元年度では4,000キログラムの再利用が実現されたところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） ごみ処理基本計画の目標、4つの目標値と、それから6つの重点施策とい
うことをご答弁いただきましたけれども、目標値というのは取り組みに対する結果を検証するための
ものです。その前段で3つの取り組み目標というのがあるわけですが、ごみ処理基本計画の中には。そ
の3つの取り組みの目標というのを申し上げます。ごみの排出量の削減、それから分別の推進、ごみ
を考えるという3つの取り組み目標なのです。ごみの排出量の削減の中では、重点施策として食品ロ
スを減らそう、それから生ごみの水切りをしよう、マイバッグを利用しよう、事業系ごみを削減しよ
うと、そういったことが重点施策になっています。

2つ目の分別の推進では、もうこれは分別を徹底していきましょうということが重点施策です。

3つ目は、ごみについて考えるという点です。これについて重点施策は有料化です。これごみ処理

基本計画というのは、もう執行部の皆さん、議員の皆さんも御覧になっていることだというふうに思いますけれども、確認のために今申し上げます。ここで個人的に注目したいのは、3つ目のごみについて考えるという取り組みです。繰り返しですが、次期中間処理施設の稼働を見据えて考えていくことが今必要だからとっております。

答弁で気になったことです。組合が策定したごみ処理基本計画ですが、推進の主体は構成市町だという答弁です。確かに現状や分別の徹底は主体的には市町がアイデアを出してやっていくべきこともあると思います。しかし、ごみについて考えるという部分です。これもそれぞれの構成市町で考えてやっていくということでもいいのかどうか、重点施策である有料化、これも構成市町がそれぞれ考えていくということでもいいのか、組合としてはどういう立場をとっていくのか、改めて伺いたいと思います。これ考えるのは誰ですか。ごみについて考える人、考える主体は誰でしょうか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） では、お答えいたします。

策定されていますごみ処理基本計画では、住民の方、それから事業者の方、それから行政、行政の中には当然市町、それから組合がございます。こちらが皆さんと協力し、基本計画の中では協働という言葉を使っておりますが、協働で取り組むべきものと記載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） もっともなお答えなのです。みんなで考えていくというのは、本当にこれはもっともなお答えだと思います。それに対する異論はありませんけれども、ごみ処理基本計画は、やはり進むべき方向を示した、職員の皆さんにとってはテキストのようなものだと思います。こういう取り組みをしていきたいと思いますという、ごみを考えていきたいと思いますということで掲げられているわけです。ですから、私やっぱ第一義的には考えていくのは組合であるべきだと私は思っています。みんなで考えていく、協働でやっていくというのは、それはもう当然そういう答えになるだろうなと思いますけれども、第一義的に考えていかなければいけない立場というのは組合ではないのでしょうか。構成市町から出されたごみを適切に処理していくのは組合の役割です。これはもうその立場は異論はありません。適切に、効率的に処理していくには、どういう体制や仕組みをつくっていくのかということを考えていくわけです。それは組合の役目だと私は思います。ただ本当に出されたものを処理していきますということであれば、ごみ処理基本計画にはこういうことを書かないでいただきたいなと思います。掲げてはいけないと思います。

一元的に何ができるか、その仕組みを考えていくことは組合にしかできない仕事です。例えばごみについて考える施策の中に、このような記述があります。容器包装プラスチックを資源物として回収していますけれども、一部の自治体では高効率発電の燃料資源としているところがあると、国の方針を注視しながら、効果的、効率的な資源化に取り組んでいきたいというふうに書かれています。これは高効率発電をする次期施設においては、もしかしたらプラスチックは分別せずに焼却したほうがいいのではないかと、そういうことも考察していく必要があるということを示唆しているように私には読めます。こうしたことを一元的に考えていかなければならないのではないかなと思います。こういうことの検討は、一元体制の下で考えていくというふうに理解していいわけですね、ちょっと改めて工場長にも管理者にも伺いたいと思いますけれども、管理者に伺いましょうか。こういう大事なことは、やはり一元体制の下で決めていかななくてはならないのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「暫時休憩で」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 暫時休憩します。

（午前11時16分）

○議長（柴田圭子議員） 再開します。

（午前11時18分）

○議長（柴田圭子議員） 管理者。

○管理者（板倉正直君） 増田議員のご質問にお答えしたいと思いますが、このごみの問題はそれぞれの市民、町民挙げての大事な問題でございます、やはりまず生活していれば必ずごみは発生します。それを処理するにはお金もかかる、そういうことで、ごみをいかに減量化するか、それはやはり生活している住民の皆さんの認識をまず深めて、紙類、生ごみ、プラスチック、それをやはり徹底して、リサイクルできるものはリサイクル、それを皆さん努力してやられておられるわけでございますけれども、これをもっと進めていく上には、やっぱり皆さんの協力なくしてできないわけでございますけれども、私考えるのには、やはりなかなか自分が出したやつが結局ごみ袋、それを有料化という形で、栄町さんのほうも進めておるようでございますけれども、やはり自分にいろいろ負担がかかる、そういうことになれば当然自分で自ら努力するような格好になるわけで、できるだけ私はごみ袋の有料化、そういったことでこれから白井市さん、印西市、栄町さん、足並みをそろえながら一元化の方向に向けて進めていくのがこれからのやり方ではないのかなと、これはやはりごみは生活していく上でどうしても出ますので、これからそういった運営をしていくのに非常に大変な負担になりますので、市民の皆さんもその辺のところはよくご理解していただきながら、そういった方向で進めていくべきだというふうには私は考えて、これから管理者としても、また行政の長としても、市民ともどもに負担をしていただきながら、ごみの減量化に取り組んでまいりたいなど、そうでなければなかなか、いろいろ言っても理解してくれる人と、なかなかそのまま自分勝手にぼんぼん、ぼんぼん出してしまう人といういろいろありますので、それを抑えるにはある程度自己負担がかかるようなシステムをつくれば、これは減量化に結びつけられるのではないかと、そういう意味でごみ袋の有料化はぜひとも必要だというふうに考えておりますので、そういう方向で向かっていきたいなど、こんなふうにする次第でございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） すみません、突然にご質問するような形に対してありがとうございました。一元体制大切ですね。やはり今仮にという形だと思いますけれども、有料化ということもお答えいただきまして、やはりそういう大事なことを考えたりやっていくことというのは、やはり一元体制のもとでやっていくべきだと思うのです。そういった話になったところで、次に進みたいと思うのですけれども、(4)で質問しております。収集体制の一元化から10年以上経過しています。ごみの減量化への取り組みは一元体制でどのように進められてきましたか、改めてお伺いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

ごみの減量化については、構成市町のそれぞれが、それぞれの地域に即した手法で取り組んでいたというものと認識しております。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 減量化ということで伺ったので、現時点での立場としてはそれぞれやっているというふうなお答えだったわけですが、前の質問の続きになりますけれども、今管理者がお答えいただいた有料化の問題です。重点施策でも挙がっています。構成市町に、現状でもこの部分大きな違いがあるのはもうお答えいただいたとおりです。これは収集体制の一元化以前のものからありますけれども、今後もこれもやはり構成市町それぞれで考えてやっていくようなことになってきますと、例えば今印西市と白井市で同じ指定袋を使っていますけれども、有料化の足並みがそろわないと、今は同じ指定袋を別々にしなくてはならなくなってきます。この一元化は、単に掲げているだけです。収集業務についても一元化以前から市がやってきたことを単に引き継いだまま、組合でやっていると、そういう形になってしまいます。そういう方向性のまま、次期施設の稼働を迎えているかどうか、やはりこれは大きな政治判断が必要なところだと思います。管理者としては、今一元化の問題につきましては大切だというふうなお立場をいただいておりますので、ぜひいろいろなことを考えられて、一元体制をしっかりと維持していくために何が必要か、組合としてしっかりと減量化、資源

化に向けて、一元体制の中でどういうふうに進めていくべきかということのを改めて議論し、考えていただきたいというふうに思います。これで1の質問は終わりにしたいと思います。

続きまして、2です。すみません、時間がなくなってきました。2番の地域振興事業の進捗について伺います。次期中間処理施設整備事業スケジュールによると、地域振興事業は詳細なスケジュールが未確定と受け取れます。昨年度地域振興基本計画の第1回変更計画が示されましたが、その後どのように進行しているのか伺います。

(1)、令和8年の施設工事着手まで、どのような段取りになるのか、今後のスケジュールを示していただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

地域振興策の現時点でのスケジュールにつきましては、令和2年度に用地買収に向けて税務署との協議を進め、令和3年度には現況測量、地区界の用地測量、不動産鑑定、物件補償調査を行い、令和4年度から用地買収、埋蔵文化財調査、そして令和7年度には地域振興施設の実施設計に入り、令和8年度から9年度に建設工事を行う予定としているところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） スケジュールの確認でしたので、特に再質問はありません。確認させていただきました。

(2)に進みます。各施設の事業内容などについて、印西市との連携体制はどのようになっているのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

地域振興施設の配置や事業内容等を盛り込んだ基本計画の策定過程におきましては、構成市町の担当課を中心に会議などを通じ情報共有に努めてきたところでございます。また、地域振興等の細部の検討に際しましては、事業計画地が印西市内でありますことから、印西市のクリーン推進課を通じまして、関係する課等への意見照会などを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 答弁確認させていただきますが、関係各課への意見照会というのは、どのような内容のものがあつたのか伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えいたします。

最近では、地域振興区域内の道路協議に際し、市クリーン推進課、次期中間処理施設対策室が市土木管理課と日程調整を行っていただき、同席していただいで協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 印西市において、よくやられることなのですけれども、例えば空き施設ができたりとか跡地が生まれたりとかしますと、各課で何か活用策はないかというようなことを全庁的に照会するというか、どこかで使えるところはないかというようなことをよくされるのですが、例えば地域振興策の対象地において、印西市として政策的に必要な施設が、印西市として何か必要な施設はないのかどうかとか、そういったような全庁的な照会というのはされたことはあるでしょうか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） そのような照会をしたことはございません。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） そうしますと、地域振興策の中に入っている施設については、あくまでも株式会社よしだ、よしだ未来会議において決定したものということになると思うのですが、今

さらながらのようになりますけれども、対象地において例えば印西市が政策的に必要な施設が出てきたというような場合、どのような手続が必要になってくるのか最後に伺っておきたいと思います。お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えさせていただきます。

非常にお答えするのが難しい回答なのですが、施設の必要性を踏まえ、当然、構成市町や地元はもちろんです、国、県等と様々な協議や手続等が必要になってくるのかと思われま。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 分かりました。ちょっとなかなか難しい、今さらのようなご質問で、ちょっと難しいというようなご答弁だったのかなというふうに思いますけれども、またちょっとこれについては今後、機会を捉えましてご質問させていただくことがあるかもしれません。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（柴田圭子議員） 以上で増田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は11時40分といたします。

（午前11時28分）

○議長（柴田圭子議員） 申し上げました40分よりも前ですが、皆様おそろいですので会議を再開したいと思います。

（午前11時38分）

◎報告第1号

○議長（柴田圭子議員） それでは、日程第6、報告第1号 継続費精算報告書の報告について報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第1号 継続費精算報告書の報告についてご説明をいたします。

本件は、印西斎場火葬炉増設事業の継続費が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をいたします。

本事業は、印西斎場の火葬炉2炉の増設を平成30年度、令和元年度の2か年継続事業として実施したものでございます。全体計画額1億2,774万8,000円、実績額1億2,772万800円、比較、残額ともに2万7,200円でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（柴田圭子議員） 以上で報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（柴田圭子議員） 次に、日程第7、報告第2号 継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第2号 継続費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本件は、3款1項清掃費の次期施設建設費におきまして、埋蔵文化財調査事業、施設整備基本設計及び建設工事発注支援事業、施設整備長期責任型運営維持管理発注支援事業並びに環境影響評価事業に要する継続費を令和元年度から令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をいたします。

繰越額は、埋蔵文化財調査事業として840円、施設整備基本設計及び建設工事発注支援事業として560万3,413円、施設整備長期責任型運営維持管理発注支援事業として90万8,145円、環境影響評価事業として27万1,983円、計678万4,381円でございます。

財源内訳は、環境省の循環型社会形成推進交付金及び一般財源でございますが、交付金につきまし

ては事業完了後に交付されますことから、現時点においては未収入特定財源としております。

なお、事業の進捗状況でございますが、埋蔵文化財事業につきましては本年度末、その他3事業につきましては令和5年度末に完了する予定でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（柴田圭子議員） 以上で報告を終わります。

◎認定第1号及び認定第2号

○議長（柴田圭子議員） 日程第8、認定第1号 令和元年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第9、認定第2号 令和元年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 認定第1号及び認定第2号について、異議なしと認め、一括の議題といたします。

提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 認定第1号及び第2号につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、令和元年度印西地区環境整備事業組合一般会計、墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別添決算書及び主要施策の成果に関する報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出するものでございます。

詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田圭子議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 事務局長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。失礼ですが、座ったまま説明をさせていただきます。

認定第1号及び第2号の内容について説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開き願います。決算総括表でございます。一番下の合計欄を御覧ください。一般会計と墓地事業特別会計では、歳入は予算額26億9,443万1,820円に対しまして、決算額は27億2,715万9,445円、予算額に対する決算額の差額は3,272万7,625円の増でございます。

歳出は、予算額26億9,443万1,820円に対しまして、決算額26億4,095万4,761円、予算額に対する決算額の差額は5,347万7,059円の減でございます。

以上によりまして、決算書の歳入歳出差引残高は8,620万4,684円でございます。

次に、会計別に説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございます。3、4ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は、ごみ処理事業及び平岡自然公園事業等、各事業の執行に伴います構成市町の負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに18億2,571万7,000円でございます。

次に、2款の使用料及び手数料でございますが、こちらは印西斎場及び平岡自然の家の使用料並びに印西クリーンセンターに搬入された事業系ごみの処分手数料でございます。予算現額は4億1,407万7,000円、調定額4億3,466万9,205円に対しまして、収入済額は4億3,439万1,785円で、収入未済額が27万7,420円でございます。これは、事業系ごみ処分手数料において、1事業所の事業停止による平成30年度の未納分でございます。

予算現額と収入済額の比較は、2,031万4,785円の増で、内訳といたしましては1項使用料では印西斎場の利用件数が見込数を上回ったこと、2項手数料では事業系ごみの搬入量が見込量より増加したことによるものでございます。

次に、3款の国庫支出金でございますが、こちらは次期施設整備に係る循環型社会形成推進交付金、放射性物質測定費用に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金、組合保管の指定廃棄物再梱包に係る指定廃棄物管理業務委託金でございます。予算現額3,390万1,000円に対しまして、調定額

及び収入済額は、ともに3,261万9,080円でございます。予算現額と収入済額の比較は、128万1,920円の減でございます。これは、次期中間処理施設整備事業に係る総合支援業務の出来高が見込みを下回ったことにより減となったものでございます。

次に、4款繰越金でございますが、予算現額1億385万4,820円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに1億385万5,086円でございます。予算現額と収入済額の比較は266円の増でございます。

次に、5款の諸収入でございますが、組合預金利子、印西クリーンセンター、印西斎場及び平岡自然の家に係る雑入並びに放射性物質対策に係る損害賠償金でございます。予算現額1億5,846万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに1億7,243万8,321円でございます。予算現額と収入済額との比較は1,397万1,321円の増でございます。この主なものといたしましては、2項雑入、容器包装リサイクル協会拠出金について、協会のペットボトル有償入札額が見込額を上回ったこと、また千葉ニュータウンセンターへ供給する蒸気量が見込みを上回ったことにより増となったものでございます。

次に、6款の組合債は、火葬炉増設事業に係る一般単独事業債でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに7,290万円でございます。

以上によりまして、下段の歳入合計は予算現額26億891万6,820円、調定額26億4,219万8,692円に対しまして、収入済額は26億4,192万1,272円、収入未済額が27万7,420円で、予算現額と収入済額との比較は3,300万4,452円の増でございます。

次に、歳出でございます。5、6ページをお開き願います。

1款の議会費は、予算現額105万2,000円に対しまして、支出済額72万1,706円、不用額は33万294円でございます。不用額の主なものは、会議録調製委託料の執行残等でございます。

次に、2款の総務費は、予算現額1億2,680万5,000円に対しまして、支出済額1億2,386万3,627円、不用額は294万1,373円でございます。不用額の主なものでございますが、1項総務管理費の組合広報紙作成業務委託料、庁舎清掃業務委託及び敷地内樹木管理等業務委託の入札差金でございます。

次に、3款の衛生費は、予算現額23億4,095万820円に対しまして、支出済額は23億449万2,509円、翌年度繰越額は678万4,381円、不用額は2,967万3,930円でございます。翌年度繰越額につきましては、1項清掃費で継続費を設定しました次期中間処理施設整備事業に係る埋蔵文化財調査業務、基本設計及び建設工事発注支援業務、長期責任型運営維持管理発注支援業務、環境影響評価業務の当該年度執行残額を令和2年度へ継続費逐次繰越したものでございます。不用額の主なものでございますが、1項清掃費では2目塵芥処理費、印西クリーンセンターの運転管理に伴う光熱水費や一般廃棄物収集運搬業務で台風関連ごみを想定して増額補正いたしましたが見込みより減となったことによります執行残などがございます。2項保健衛生費では、2目環境衛生費で印西斎場の電気使用量が見込みより減となったことによります執行残でございます。

次に、4款の公債費は、予算現額1億3,025万6,846円に対しまして、支出済額1億3,025万6,350円、不用額は496円でございます。

5款の予備費は、4款公債費への充当を行いまして、予算現額985万2,154円、充当額は14万7,846円でございます。この充当理由につきましては、印西クリーンセンター基幹的設備改良事業におきまして、会計検査院の検査結果に伴う繰上償還に係る利子の確定が予算補正に間に合わなかったことから、予備費において対応したものでございます。

以上によりまして、下段の歳出合計は予算現額26億891万6,820円に対しまして、支出済額25億5,933万4,192円、翌年度繰越額678万4,381円、不用額は4,279万8,247円、予算現額と支出済額との比較では、4,958万2,628円でございます。

7ページを御覧ください。この結果、歳入歳出差引残高は、8,258万7,080円でございます。なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、8ページから41ページに記載のとおりでございます。

42ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は26億4,192万1,272円、歳出総額は25億5,933万4,192円、歳入歳出差引額は8,258万7,080円、翌年度へ繰り越すべき財源は452万3,381円、実質収支額は7,806万3,699円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、墓地事業特別会計でございますが、歳入歳出決算書の43、44ページをお開き願います。歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は、平岡自然公園墓地事業の執行に伴う構成市負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに2,722万5,000円でございます。

次に、2款の使用料及び手数料は、印西霊園の墓所使用料及び管理料でございます。予算現額5,264万4,000円、調定額5,238万2,360円に対しまして、収入済額は5,236万1,240円、収入未済額が2万1,120円で、こちらは霊園管理料4件分の滞納によるものでございます。予算現額と収入済額の比較は28万2,760円の減でございます。

次に、3款の繰越金でございますが、予算現額561万5,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに561万5,086円でございます。予算現額と収入済額との比較は86円の増でございます。

次に、4款の諸収入は、組合預金利子及び雑入でございます。予算現額3万1,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに3万6,847円でございます。予算現額と収入済額との比較は、5,847円の増でございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額8,551万5,000円、調定額8,525万9,293円に対しまして、収入済額8,523万8,173円、収入未済額が2万1,120円で、予算現額と収入済額の比較は27万6,827円の減でございます。

次に、歳出でございますが、45、46ページをお開き願います。

1款の墓地事業費は、予算現額8,051万3,000円に対しまして、支出済額7,762万4,266円、不用額は289万2,574円でございます。不用額の主なものは、合葬墓基本計画及び地質調査業務の契約差金などの執行残でございます。

次に、2款の公債費は、予算現額400万2,000円に対しまして、支出済額400万143円、不用額は1,857円でございます。なお、墓地整備に要しました公債費につきましては、令和元年度末をもって完済してございます。

3款の予備費は、予算現額100万円、充当額はございません。

以上によりまして、歳出合計は予算現額8,551万5,000円に対しまして、支出済額8,162万5,699円、不用額389万4,431円、予算現額と支出済額との比較は、同額の389万4,431円でございます。

47ページをご覧ください。この結果、歳入歳出差引残高は361万7,604円でございます。なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、48ページから53ページに記載のとおりでございます。

次に、54ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は、8,523万8,173円、歳出総額は8,162万5,699円、歳入歳出差引額は361万7,604円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は361万7,604円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

墓地事業特別会計につきましては、以上でございます。

次に、55、56ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産につきましては、決算年度中の増減はございません。

57ページをお開き願います。2、物品につきましては、大型特殊車3台のうち、最終処分場に整備しておりますブルドーザー1台につきましては、平成11年から約20年使用しましたが、経年劣化により廃車処分をいたしました。これにより合計保有台数は1台減の12台となりました。

3、債権及び4、基金につきましては、該当ございません。

以上でございます。

最後に、この決算書につきましては、主要施策の成果に関する報告書、監査委員からの決算審査意見書を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） では、ここで休憩といたします。再開は13時15分、よろしいでしょうか。
(午後 零時03分)

○議長（柴田圭子議員） 会議を再開いたします。

○議長（柴田圭子議員） 認定第1号、認定第2号、令和元年度の決算の認定については、提案理由及び議案内容の説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑に当たりましては、総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について質問の通告のあった議席3番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀君） それでは、通告に基づきまして総括質疑をさせていただきます。3番、軍司俊紀でございます。まず、一般会計についてお聞きします。今回一括で全てまずやらせていただいて、2回目、3回目の再質につなげていきたいと思っております。

一般会計、質問1、令和元年度における一般会計の決算では、実質収支額7,806万3,699円となっている。県内の一部事務組合では、多くの組合で基金の設置を行っているが、基金の設置について議論されたのか。

質問2、印西クリーンセンターの延命化工事が終わったが、1号炉の定期補修は令和元年度決算では幾らかかっているのか。また、2号炉、3号炉では不具合が生じていないか。

質問3、令和元年度事業実績を参照し、以下の点を確認する。

(1)、印西クリーンセンター搬入ごみ量は、構成市町全てで増加している。

①、家庭系ごみ量増加の理由をどのように分析しているのか。

②、事業系ごみ量の搬入増加についてはどうか。

(2)、有価物の回収量は増えているにもかかわらず、収入額は大きく減少している。組合ではどのように分析しているのか。

(3)、地域エネルギーの有効活用に関する協定で、蒸気単価は本年も令和元年度もトン当たり1,674円、消費税10%になってからトン当たり1,705円であるとされているが、令和元年度は価格変更について議論はされたのか。

墓地事業特別会計についてお聞きします。

質問1、印西霊園の使用許可と今後の増設について。合葬式墓地の整備計画を除き、令和元年度は墓所の利用と新規計画について、どのような計画がなされ、決算上どこに計上されているのか。

以上、一般会計と墓地事業特別会計の総括質問をさせていただきます。

○議長（柴田圭子議員） それでは、答弁を求めます。

朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） それでは、軍司議員の質問の1、基金の設置について議論されたのかにつきましてお答えいたします。

基金の設置につきましては、昨年度は衛生担当課長会議におきまして、構成市町へ問題提起をしているところでございますが、具体的な議論には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 小川印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） それでは、私から2、3について順番にご説明します。

まず、2番目ですが、質問2ですが、初めに、1号炉の定期補修は令和元年度決算で幾らかかっているのかについてお答えいたします。令和元年度の全体補修費は3億2,360万円でございます。このうち1号炉の定期補修は15.2%に当たる約4,400万円になります。

次に、2号炉、3号炉では不具合が生じていないのかについてお答えいたします。部分的な故障などにつきましては、修繕により対応しているところでございますが、大規模な修繕や不具合は生じていない状況でございます。

続きまして、3の(1)、家庭系ごみ量の増加の理由はどのように分析しているのかについてお答えいたします。平成30年度以前4年間の組合全体の資源物を除く家庭系ごみ搬入量は、微増傾向でございましたが、令和元年度の搬入量は3万5,346トン、前年度に比較して1,336トン、3.9%の大幅な

増加となっております。この増加の主な要因は、現在分析中でございますが、管内人口の増加に加え、1日1人当たりのごみ排出量が令和元年度は増加したことによるもので、1日1人当たりのごみ排出量が大幅に改善していない中で、台風が発生したことも要因の一つと考えております。

次に続きまして、事業系ごみの搬入増加についてはどうかについてお答えいたします。平成27年度から令和元年度までの5年間における事業系ごみの搬入量は、数十トンから数百トン単位で増加をしております。令和元年度の事業系ごみ搬入量は1万3,344トン、前年度に比較して509トン、4.0%の大幅な増加でございました。この増加の主な要因としましては、千葉ニュータウンなど管内の企業や店舗の増加によるものと考えております。

続きまして、3の(2)、有価物の回収量は増えているにもかかわらず、収入額が大きく減少している。組合はどのように分析しているのかについてお答えいたします。有価物の回収量は、不燃ごみと粗大ごみ搬入量の増加に伴い、その中に混入しているアルミや小型家電、磁性物、鉄くず、古紙、落塵灰が増加している状況にあります。このような中で、有価物の売払い額が減少している原因としましては、アルミ、小型家電、磁性物、鉄くずの売払い単価が下がったことによるものでございます。

私から最後、(3)の地域エネルギーの有効活用に関する協定で蒸気単価は、本年も1,674円であるとされているが、令和元年度は価格変更について議論されたのかについてですが、お答えいたします。蒸気単価につきましては、毎年株式会社千葉ニュータウンセンターと協議を行っております。蒸気料金の変更の目安としましては、主に電気料金の単価の変動などを参考として交渉しておりますが、近年大きな変動はなく、昨年10月からは消費税分を上乗せした額となっているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長(高橋英夫君) 私の方からは、墓地事業特別会計、質問1、印西霊園の使用許可と今後の増設についてお答えいたします。

まず、使用許可について申し上げます。令和元年度の墓所使用許可数は124基でございます。内訳は、印西市102基、白井市22基でございます。また、元年度末現在の累計許可数では2,310基、内訳は印西市1,854基、白井市456基となりまして、2市の使用割合はおおむね印西市8割、白井市2割となっております。

次に、合葬式墓地の整備計画を除く元年度の新規計画でございますが、計画を策定したものは特にございませんが、今後の増設といたしましては現在策定を進めております平岡自然公園基本計画の更新計画において、現行計画の4,900基に対する進捗状況や今後の需要見込みなどを踏まえまして、普通墓所の整備方針、時期等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) それでは、再質問を行っていきますけれども、一括でこちらもいきたいと思います。

まず、質問1なのですけれども、基金の設置についてです。こちらについては、毎年この決算の総括で同じような質問をさせていただいて、令和元年の第2回定例会、ちょうど1年ぐらい前ですけれども、そのときに同じ質問をさせていただいたときに、そのときの回答としては財政部局も交えた議論が必要であると、こういったような意見があったということを回答されていたのですけれども、令和元年度の実績というのはどうなのですか。この基金の設置について、実績としてはどのようなものがあるのかをまずお答えいただきたい。それが質問1の再質問です。

それから、質問2なのですけれども、この質問2についてはちょっと複数再質問があるのですが、順番に申し上げますけれども、この1号炉の定期補修について、ご回答では15.2%に当たる4,400万円だという話がありましたけれども、では、それ以外に例えば2号炉、3号炉とか共通設備、それから粗大ごみ施設等々、それぞれ3億2,360万円に対してこの内訳、これ金額ではなくてパーセンテージで構いません。何%の割合で、ではこちらの全体補修費がかかっているのか、それをお聞きしながら次の再々質問につなげていきたいと思うのですけれども、それをまずお答えください。

それから、2点目が1号炉についてなのですが、そもそも1号炉というのは、これは予備的な炉と

して使うという話が以前からあって、以前からというか基幹的補修をしたときにそういう話になって、これサブ的に使っていると思うのですけれども、具体的に今1号炉というのは年間稼働日数、これはどのぐらいあるのでしょうか。それから、ご回答いただいた4,400万円という金額というのは、これ当初想定されていた金額になるのですか、そこ確認したいと思います。

それから、3点目、2、3号炉についてなのですけれども、これご回答では大規模な修繕や不具合は生じていない状況だと、もちろんそれを前提に質問をさせていただいているわけなのですけれども、これまだ基幹的、抜本的な工事が終わってから、今年がたしか3年目だと思うのですけれども、これもしもし万が一が一大規模な修繕とか不具合があったら、これ大変な問題になります。確認しておきたいのは、たしか10年だったと思うのですけれども、瑕疵保証の期間について、今どうなっているのか、ここ確認したいと思います。それが質問2の再質問です。

それから、質問3のほうなのですけれども、まず①については先ほど増田議員が事細かに一般質問を行っていて、同じようなことを総括で聞きたかったのですけれども、決算の数字に照らし合わせてちょっと聞きたかったのですが、同じことは聞かないということできたいと思います。先ほども増田議員おっしゃっていましたが、結局ごみ量がこれ非常に増えていると、3.9%、1,336トンも増えているという中で、家庭ごみを増やさないためにはどうしたらいいのかというのを考えた場合に、以前から申し上げているとおり、いわゆる3R、私はそれにリフューズとカリペアを加えるべきではないかと、5Rを進めろというふうに言っているわけなのですけれども、ごみを出さない、つまり言いかえるとリサイクルをある程度進めなければならないというのが一番大きな要因だと思います。その意味でちょっと確認をしたいのですけれども、資源物の収集容器です。資源収集量は、確かに平成30年度と31年度、令和元年度を比べると、ほとんどの数値で増えています。ただ、その増えている量がこの程度なのかという量ではありますけれども、増えているのですが、唯一これ見ていると小型家電が減っているのです。およそ3トンぐらいかな、3トンぐらい減っているのです。何で小型家電の資源収集これ減っているのか、それについての分析とかはどうなっているのでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

それから、②の事業系ごみの搬入増加についてなのですけれども、こちら509トン増えている。4%もこれ大幅な増加があるということなのですけれども、事業系ごみについてはもちろんこれリサイクル、3Rのお願いというのは必要だと思いますが、一番では事業系ごみの削減するためには何が一番有効なのかというのを考えた場合には、はっきり言ってしまうと手数料を値上げすればいいのです。手数料を値上げすると、やはり業者も事業者も工夫して削減するという行動に出ているというのは、これはいろんな報道なんか見ても明らかでありますので、この手数料値上げというものを環境整備事業組合の方で検討しているのかどうか、検討されたのかどうか、これを確認したいと思います。

それから、(2)の有価物の回収についてなのですけれども、この質問もまた例年お聞きしておりますけれども、売却先の検討というのは、これ行っているのですか。平成30年度決算について、令和元年度、去年1年前の回答では検討してきていることでした。では、令和元年度は売却先を検討された数字なのですか。それをちょっとお聞きします。

それから、質問3のほうです。こちらもっともっと上げると、これを上げることによって、構成市町の負担金の割合が減るので、これはやはり負担金を減らすということでも重要な数字になってきますので、蒸気単価を上げてほしいということを申し上げていると思うのですが、昨年は何を回答したのかというと、今後予算の時期になるので、その時点で交渉したいという回答がありました。交渉はされたのですか、その結果がこれなのですか。その辺のちょっと内容をお聞きします。

墓地事業特別会計についてです。墓地事業特別会計については、何を聞きたいのかというと、簡単に言ってしまうと、これからどんどん、どんどん年を重ねるに当たって、2020年、2030年、2040年になっていくに従って、必然的に亡くなっていく人が多くなると思います。そうなった場合に、現在の墓地の数で足りるのかというと、やはりこれ足りなくなるというのは、これも明らかなのです。そうなった場合に、印西地区環境整備事業組合において印西霊園の今後の増設というのは、これ必然になってくると思うのです。そうなった場合に、ではどうなのということ令和元年度どんな検討をされたのかというのをお聞きしたわけなんです。それについて回答があったわけなのですけれども、もちろんこ

れ霊園だけではなくて、印西霊園自体が平岡自然公園の中にあるわけですから、平岡自然公園の全体の基本計画の更新計画、これはつくっていくというのはお聞きしていますし、私が知る限りでは平成30年度ぐらいから検討が始まって、令和元年度、そして令和2年度、つまり今年度までに計画を立てていくものだと思いますけれども、令和元年度、今回の決算において数字として上がっているものはあるのですか。ちょっとそれが読み取れなかったので、その数字について教えてください。

以上、再質問とします。

○議長（柴田圭子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） それでは、質問1の再質問につきましてお答え申し上げます。

令和元年12月3日に開催いたしました構成市町の財政担当者を含めた衛生担当課長会議におきまして、問題提起をさせていただいたところでございますが、議論には至らない状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） それでは、初めに補修関係、クリーンセンター焼却炉関係の補修関係についての再質問ですが、定期補修3億2,360万円かかった、その内訳をパーセンテージでということでお答えさせていただきます。

内訳は、1号炉が先ほど当初回答しましたが15.2%、2号炉が約11.5%、3号炉が約22.3%、共通設備が約48.4%、粗大ごみ処理施設が約2.6%になります。

続きまして、1号炉の年間稼働日数と1号炉の4,400万円という金額は、当初想定されていた数字かということについてお答えします。当初見込では、年間稼働日数が138日、定期補修費につきましては4,000万円を見込んでおりました。

続きまして、3問目、2号炉、3号炉について、まだ基幹改修が終わってから3年もたっていない。瑕疵保証の期間について確認しますについてお答えします。基幹改良工事の瑕疵担保期間については工事引渡しを受けた日から1年以内でございます。

続きまして、質問3の再質問で、まず小型家電の関係でお答えします。構成市町から持ち込まれる小型家電については、持込み量の把握はしてございますが、詳細についての把握はできていない状況でございます。

続きまして、事業系ごみの削減をするために何が一番有効か、手数料値上げは検討していますかについてお答えいたします。事業系ごみを削減するためには、議員おっしゃられるとおり、手数料の引き上げも有効な手段の一つと考えております。このような中で、組合においては、令和元年度の消費税引き上げの際に、事業系のごみ手数料の見直しを実施したところでございます。

続きまして、有価物の売却先の検討を行っているのかについてお答えいたします。有価物の売却業務につきましては、クリーンセンターに搬入される不燃ごみ、粗大ごみを毎日中間処理する過程で選別されたアルミや鉄くずなどを売却していくもので、毎日の搬出が可能で、信頼性のある手選別業者を年度当初に売却先として検討し、選定しているところでございます。

私から最後に、蒸気単価についてお答えさせていただきます。1つ目は、昨年予算の時期になるので今後その時点で交渉したいという話であったが、どうなっているのでしょうかについてお答えいたします。10月に担当者と、蒸気のまず供給量、それと料金に関わります電気料金の動向について協議を行ってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 答弁漏れとかありませんか。

高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋英夫君） 自然公園基本計画の更新計画に関する元年度決算ということでございますが、この更新計画につきましては、令和2年度の事業ということでございまして、令和元年度の決算に計上されているものはございません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

では、軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) それでは、最後、再々質問ということでお聞きしたいと思うのですが、まず基金のところについてなのですが、令和元年12月3日に打合せをしましたということなのですが、去年の段階で例えば何を言っているかという、その具体的な議論を行う上で例えば各事業計画概算事業費及びその財源などの精査を行って、一般財源の不足額を見極めていきたいというのをまずおっしゃっているのです。その後、先ほどご回答があったように、1回議論してきたというのは分かるのですが、これ何度も申し上げているように、これ基金をつくっておいたほうがいいに決まっているのです。なぜかという、結局これからシートをつくっていくに当たって、膨大な金額がかかっていくというのを考えた場合に、これ当然構成市町の負担になっていくわけですから、今この剰余金が出ている段階である程度蓄えていったほうがよかろうということで毎年提言をしているわけです。例えば具体的に申し上げますと、佐倉、四街道、酒々井のほうで葬祭組合というのがありますけれども、ここでは財政調整基金持っています。ほかのところにおいても、例えば柏、白井、鎌ヶ谷の衛生組合においても特定目的基金などというのを持っていて、これは周辺地域の整備基金、これ財調のほかに周辺地域の整備基金を持っているわけです。これ柏、白井、鎌ヶ谷では、何でここ印西地区環境整備事業組合で持っていないのですかということ、これを毎回指摘しているわけです。このことについて、もう少し組合のほうから各構成市町にお願いするなりして、ひいてはこれ完全にこれ構成市町の将来的な財政負担を減らすということになる、つなぐというふうには私思っているのですが、もちろんこれ施設整備をしていくだけではなくて、今後令和10年、それを見据えた上で今度は現在のクリーンセンターを解体するという作業だ出てくるわけです。そうした場合には、では財源どうするのですか、これそのままなのですかという話にもなるので、しっかりその辺照らし合わせて見ていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうかというのを最後にもう一回確認します。

それから、質問2のほうなのですが、まずちょっと驚いたのですが、この全体補修費3億2,360万のうち、3号炉が22.3%もかかっているのですか。これ定期補修だけで22.3%という多分回答だと思うのですが、そんなにこれ定期補修で、まだ3号炉が基幹的設備の改良終わったのが平成29年度に終わっているはずなのですが、基幹的設備の改良が、2号炉はそれより1年早く終わっています。平成29年に終わったものが、まだ3年程度しか、令和元年度ですから2年しかたっていないのに、いきなり22.3%もかかっているという、幾らかかかっているのです、これ。3億2,360万のうち22.3%という、かなり金額的に大きいと思うのですが、これは本当に定期補修だけなのですか、そこをちょっと確認したいと思います。

それから、2番目、1号炉の年間稼働日数が138日という話でしたけれども、これは当初から138日の予定だったのか、令和元年度の結果として138日になったのか、その辺がちょっと回答から分からなかったの、教えてください。当初の見込みどおり138日、あるいは令和元年度は多くて138日になったのか。138日という、年間の3分の1以上です。こんなに稼働しているものなのかなと、私はちょっと疑問に思ったのですが、それをお聞かせください。

それから、先ほど3番目で瑕疵保証の期間について1年というふうにおっしゃっていましたが、これ1年ではないですね。保障期間は正式引き渡し後1年間とし、受注者の故意または重大な過失による瑕疵の期間は10年ですね。そういう記載がありますけれども、これも10年ではなくて1年になったのですか。保証期間は確かに1年です。でも、私が先ほどお聞きしたのは、瑕疵保証について当初受注者の故意または重大な過失によるものがあつたら10年だったけれども、10年だよ、そこをもう一回確認したくて質問しているわけなのですが、10年ですね、そこを確認します。

それから、質問3、①の家庭系ごみ量増加の理由についてなのですが、一例として小型家電を取り上げて、小型家電が明らかに資源回収できますということでお聞きしたら、詳細は把握していないということでしたけれども、これ先ほど増田議員もおっしゃっていましたが、私は一例として小型家電を挙げましたが、これちょっとこれでいいのというふうには思うわけです。これ構成市町がもちろん収集している。収集というか、ステーションを持ってやっているとは思いますが、この辺はどうして減っているのかとか、これ何で小型家電の資源化収集が始まったのかという、これいわゆる都市鉱山だからです。そういったようなことも含めて、これで収集したものは次に財産

となっていくのだということをも十分承知しながらやっていってもらいたいと思うのですが、その認識ってどうなのですか。

それから、事業系ごみの搬入状態についてなのだけれども、これもちょっと私回答を聞き漏らしてしまったというか、ちょっとよく分からなかったのですが、先ほど令和元年度に手数料値上げについて見直したという回答がありましたけれども、これ見直したのは消費増税があったから8%から10%になったから値上げをしたのか、それとも抜本的に金額の見直しを行って値上げをしたのか。抜本的に値上げをして見直したということであれば、それでもさらに一番初めの回答にあったように、509トン、4.0%も上がったのですか、これ事業系ごみの搬入量が。ですから、もう一度確認したいのは、その手数料の値上げについて8%から10%に消費税が上がったから上げたのか、抜本的に見直したのか、それによって、先ほど申し上げた数字が大幅に変わってくると思うので、509トン、4.0%も上がったという、その理由が変わってくるので、本当に手数料を上げて、さらに上がったということであれば、さらにこれ対策が必要だと思しますので、そこをもう一度確認します。

それから、質問3の(2)の有価物の対象についてですけれども、おっしゃる意味はよく分かりません。毎日の搬出、手選別が必要な業者を見極めてやっているというのは分かりませんが、前回は聞きしたと思うのですけれども、決して今の業者を否定するわけではない。ただ、何度も申し上げているとおり、この有価物を回収して売却することによって、この売却金額が多ければ多いほど、構成市町の負担金が減るわけです。そういうところに財源を求めていったほうがいいのではないかなということ、例えば毎月の手選別をできる業者という、これを選ぶときの範囲、その範囲というのを少し広げるとか、その辺の工夫というのはあってしかるべきだと思いますけれども、その辺ってどうなのでしょう、ここを確認します。

それから、地域エネルギーの蒸気単価の件ですけれども、こちらについては毎年こちらも話しているので、私の思いというのが分かっていただけだと思いますから、ここは簡単に1つだけ申し上げます。年に何度協議しているのですか、ここだけを確認します。

それから、墓地事業特別会計についてです。こちらについても数字になって現れているものはないと、令和2年度にやっていくのだと、つまり今年度やっていくのだということであれば、それはそれでオーケーですので、しっかり令和2年度全体計画を立てていって、先ほど申し上げたとおり、今後10年、20年先を見据えた墓所の増設を考えていっていただければというふうに思います。

これで再々質問を終わります。以上です。

○議長（柴田圭子議員） では、答弁。

朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） まず、私のほうから、基金に関してのご質問にお答えを申し上げます。

議員のほうからありましたとおり、基金関係におきましては将来の市町の財政の影響にも関わることとございます。しっかり今後とも早めに考えていただきたいという思いであるかと思っております。当組合といたしましても、これに関しましては重要なものと捉えているところでございます。本年9月には、市町の財政担当部課長会議開催いたしまして、その際にも改めましてこの基金の創設について協議を進めてまいりたいというところを申し上げさせていただいております。今後こちら引き続きまして、各市町と衛生担当部局、それから財政担当の所管課等と調整を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） では、私から、まず初めに3号炉の関係で、3号炉の金額が大きい定期補修のみかということですが、3号炉の定期補修のみの割合でございます。まず、お話ししておきたいのは、基幹改良を28、9年度で行いましたけれども、この基幹改良につきましては2号炉、3号炉行ったわけですけれども、100%メンテナンスを行ったわけではございません。この組合として一部基幹改良といっても対象外の部分もございまして、それをやらない部分については後年度に定期補修という形で10年かけてその辺はやっていこうという選択をこの組合はして、基幹改良をしたという経緯がございます。その中で、3号炉につきましても今回行った修繕については、基幹

改良でやったもの以外の部分での修繕で、燃料室ですとか、管工事ですとか、耐火工事、そういうものが入ってございます。

続きまして、日数でございますが、当初見込が138日で、実際は稼働したのが158日ございました。こちらは修繕の関係とか、ごみ量の増等の影響で予備炉を計画より多く稼働させたということでございます。

それから、瑕疵担保期間ですが、議員おっしゃるとおり、向こうに瑕疵があった場合は10年でございます。

続きまして、小型家電の関係ですが、これは大変重要な事業でございます、法でも位置づけられた事業だと認識しております。これがきちんとした分析はまだ今後ということで、大変申し訳ないのですが、考えられるのは、1つはオリンピックでメダルプロジェクトがあったということが1つ原因があるかなというのと、あとはコロナ等の関係で搬入が減ったとか、そういうところがあるのかなということも、これは今後ちょっと市町と相談というか、聞いて確認していきたいと思っております。

それから、事業系ごみの料金の見直しですが、確かに前回260円から270円に引き上げております。これは消費税の分と併せまして全体の経費をまたそこでは再算定しまして、料金ほかに上げられないのかという観点もきちんと見た中で、経費等についてはあまり多く増えてございませんでしたので、31年度に行った改正では消費税の10%分の引上げにとどまったという結果でございます。

それから、蒸気の単価につきましては、これは……

(「回数」と呼ぶ者あり)

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) 回数ですが、これ年2回、年度当初1回と次年度の予算要求の際に1回行って、2回ほど定期的には行っており、そのほかには随時行うということもございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) あと抜けました手選別の関係で、料金を引き上げられるよという業者をよということですが、確かにそのような検討も考えてはいる中で、やはりこの現状の中ですと、施設の配置の関係ですとか、ごみ処理の中間処理の流れ等を踏まえると、またこの場所が広くないということで、その物をずっと置いておけないというような実情もあったり、そういう総合的な判断すると、今の手選別業者が毎日来ている中で、それを持って帰っていただくというのが一番効率的かなということで、判断をしているところでございます。そのほか、今後情勢によって、そういうことがあれば協議をしていきたいと、手選別の業者を広く、今後は視野を広げて検討していければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) では、以上で総括事項の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は2時5分。

(午後 1時56分)

○議長(柴田圭子議員) 再開いたします。

(午後 2時05分)

○議長(柴田圭子議員) 個別事項の質疑に入ります。

質疑に当たっては挙手をし、議長の指名を受けて行ってください。

なお、質疑については要点を簡明にし、予算審議に戻ることをないよう議事進行にご協力ください。

質疑は分割して行います。また、決算書のページを述べてからお願いいたします。

初めに、歳入について。決算書、一般会計の8ページから13ページの質疑を行います。歳入全体です。質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） それでは、一般会計の歳入については質疑なしと認めます。
次に、歳出について、一般会計の1款及び2款、14ページから19ページまでの質疑を行います。
質疑はございませんか。議会費と総務費について質疑を行います。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、次に一般会計の3款1項と2項、18ページから27ページまで、27ページの上段の最終処分場費の前まで、18ページから27ページの上のほうまでを範囲といたします。
増田議員。

○7番（増田葉子議員） 1項目ずつの質疑で……

○議長（柴田圭子議員） どうぞ。

○7番（増田葉子議員） それでは、21ページ、下のほうに手選別業務委託料2,419万というのがありますけれども、こちらの令和元年における状況を知りたいのですが、先ほど軍司議員のご質問があった箇所かと思うのですが、私はこちらの委託料を支払うに当たって契約の事項を見ますと随意契約ということでやっております。その中で、障害のある方とかが雇用されているかと思うのですが、そういった雇用面での状況の確認などは契約時に令和元年度においては行われているのかどうか、その辺の状況をご質問したいと思いますので、お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 答弁。

小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えします。

年度当初、契約の段階で業務委託契約を結びますが、その中で雇用総人数、それから障害者人数の確認をして契約をしているところでございます。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） できましたら、その内訳を教えてくださいたいのと、あと障害者の方の雇用ということですので、賃金面などはきちんと明確にされた上で契約をしているのかどうか、再度ちょっとお尋ねいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 人数の内訳ですが、全体で6名、障害者が2名でございます。賃金の細かい全体での積算はしますけれども、幾ら幾らで雇ってくださいという、そういうような具体的な契約ではございません。トータルの中で事業所が判断して金額を払っているということでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 3回目でしたか。

○議長（柴田圭子議員） これで最後、これが3回目です。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） 分かりました。しっかり確認していただいているということなのですからけれども、お二人いらっしゃるということで、この方たちはもう長年勤めていらっしゃる方なのか、あと令和元年度中にスペースが狭いということもありまして、例えばけがとか、そういったような事故に類するようなことがあったのかどうか、確認させていただきます。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 確認しているところ、障害者の1名の方は昭和61年から雇用されている方、もう1名の方は平成29年からの方でございます。事故については、現在のところ出ていない状況でございます。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ページ数で言うと24ページ、25ページの放射能対策費が去年と比べてかなり減っているというのは、これは理由は分かっているのですけれども、それ以外に比べてみると、令和元年度については指定廃棄物管理業務委託料というのは、これ837万上がっているのですけれども、これ去年はなかった金額だと思うのですけれども、この指定廃棄物管理業務委託というのは、これはどこにどういった内容で、何年間契約をされているのか、ここについてちょっと教えてください。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） これは単年度の仕事でございまして、組合の工場の、印西市の施設をちょっとお借りして管理しています指定廃棄物、ドラム缶で保管していた252本のドラム缶をフレコンバックに詰め替えたという作業の委託でございまして。ですから、これは国の歳入をいただいて、今回仕事を行ったという委託業務でございまして。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ちょっとこれは議長に確認なのですかけれども、これ一問一答、つまり同じ放射能対策費の別のところを聞いても構わないのですか。

○議長（柴田圭子議員） 構いません。お願いします。

○3番（軍司俊紀議員） そうしたら、今の内容は確かにその作業をやっていたなというので思い出したので、そのことだったのかというのは分かったのですけれども、その2項上の項目、空間線量測定業務委託が、これ22万8,276円上がっているのですけれども、これ昨対で見るとおよそ半分になっているのですけれども、これ何のあれだったのですか、確認します。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 測定場所、最終処分場も測定しているのですが、その測定場所をかなり手厚く場所を何か所も測定したわけですがけれども、東電のほうとの話とか、そういう関係から、基準よりちょっと多くやっていたものですから、それを基準に見直すと、そういう形での測定場所を減らしたということでの減額になります。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 場所なのですか、それともこれ回数を減らした。今の話だと場所を見る限りは、これ1か月に1回今までもずっとやっていて、令和元年度についてもたしか1か月に1回ぐらいいやっていたような気がするのですけれども、これ場所を減らしたようにはホームページに出ている表からは読み取れないのですけれども、これ場所なのですか、それとも……それについて教えてください。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 最終処分場の周辺地区内を9か所ほどやっていたのですが、それを箇所を限定して減らしたということです。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ございますか。

古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） ページ数は31ページです。一番下の……

○議長（柴田圭子議員） 今27ページまでなのですか。

○5番（古澤由紀子議員） 失礼しました。では、次にします。

○議長（柴田圭子議員） では、また後ほど。

質疑ございますか。

野田議員。

○9番（野田泰博議員） 25ページです。今の軍司さんの質問と同じようなところなのですか、放射能対策費として約1,000万円、今回出ております。それで、また収入のほうでも諸収入の中で8,300万ほど放射性物質対策に対する損害賠償金というのをいただいております。この25ページの衛生費の放射能対策費というのは今後ともこれから発生してくるものですか、毎年。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 先ほどもちょっとお答えした中で、指定廃棄物の管

理業務委託については、これは単年度でございまして、放射性物質の検査ですとか空間線量につきましては、国の補助金や東電からの補償をいただいて、毎年行っているものでございます。

○議長（柴田圭子議員） 野田議員。

○9番（野田泰博議員） この対策費の中に国から賠償されるものと、単年度のものとの両方入っているわけですか。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） そのとおりでございます。

○議長（柴田圭子議員） 野田議員。

○9番（野田泰博議員） そうしますと、これはここに置いておく限り常に放射能物質対策に係る損害賠償金の範囲に、これ全部ではないと思います、今の説明では。後で来るということですね、何年後かに。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） これは指定廃棄物があるから測定するわけではなくて、廃棄物処理施設を持っているところは、これは法で決まっている業務でございます。

以上です。

○9番（野田泰博議員） ありがとうございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに27ページ上のほうまでで質疑ありますか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、25ページの収集運搬費の中で、資源物中間処理業務委託というのがあります。1億1,000万円、これについても先ほどと同じように伺いたいのですけれども、多分随意契約でこれをやられていますが、雇用状況などはどのように令和元年度確認をされて契約をしたのか。例えば先ほどと同じように、障害の方がいらっしゃるのかどうか、どういう状況なのかというのを、例えば事故などがあつたのかななども含めてお答えください。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） これは先ほど申し上げた手選別のところとはちょっと違いますが、障害者を特定した使用ということでは発注はしてございません。ただ、自らそういう方を雇用されて中間処理をやっているということは聞いております。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） 要するに同じ排出物を選別する、どこでやるかによると思いますけれども、手選別でやっているところは雇用状況を確認しています。中間処理で委託しているところは随意契約だけれども、そういうことは把握していませんということで、よろしいのかどうかというのがちょっと今疑問に思いましたが、そういったことは大丈夫なのでしょう。同じことを受託でやっていると思うのですが、その辺は違うというのはどういうことで違ってくるのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） これが法で決まって何人雇わなくてはいけない業務ですというものであれば、これはきちんとそのものを仕様に入れて発注しますが、この業務委託についてはそれはございません。ただ、手選別、ここでやる業務内容という物の中で、やはり雇用をされている、ここでやっているというものもありますけれども、確認はしているところで、中間処理施設についてはきちんとした把握まではちょっとしていないことは実情でございます。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

○7番（増田葉子議員） 結構です

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ございますか。

松本議員。

○2番（松本有利子議員） 25ページの一般廃棄物収集運搬委託料なのですけれども、主要施策のほうにも載っているのでも伺いたいのですけれども、苦情等が出たということと、その対応について書かれているのですが、こちらについてももう少し詳細に伺えますでしょうか。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） ちょと聞き取れない部分があったので、申し訳ございません。

○議長（柴田圭子議員） 大きな声でお願いします。

○2番（松本有利子議員） 申し訳ありません。分かりました。

25ページの一般廃棄物収集運搬業務委託料のところ、そちらが主要施策の成果に関する報告書の中にも記載されているのですけれども、その中で苦情対応等について記載されているところがありまして、どういった苦情が出て、どういった対応をされたのかというところを、もう少し詳細に伺えたらと思って質問しました。

○議長（柴田圭子議員）

小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） これは市町のほうにも入ったりしているかと思うのですが、収集のきちんと指定日があったりして、そこに日にちに出していない、一般的なごみの出し方ですとか、それとか出す時間がずれて持っていついていないというのが結構あって、それはちょっと時間を遅れて出されたりというのがあったり、きちんと分別されていなくて、収集していないというようなことでの対応が多くございます。そういうものを電話、それから窓口、また時には現場に行つて、その対応をしているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 分かりました。その下に主要施策の成果のほうの、今お答えいただいた苦情対応の下に電話による問い合わせた1日二、三十件あると書かれているのですけれども、そちらの内容につきましても、同じようなことになるのでしょうか、それともどういったことで電話の問合せがあるかというのを、もう少し詳細に伺えますでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） そうですね、先ほど申し上げた収集の関係もありますし、出し方が分からない、このごみは何をどうやって出すのですか、これはクリーンセンターに出していいのですかとか、そういうごみの出し方が分からない方が結構多いのかなというふうに感じます、電話を聞いていると。そこを1つずつちょっと丁寧にご説明をしているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ページ数で言うと22から25ページにわたって、印西クリーンセンターの施設維持費の中に13の委託料と14の使用料及び賃借料の中にショベルローダーに関する経費があるのです。実は25ページにはそのショベルローダー賃借料が入っているのだけれども、13の委託料の中には、去年はショベルローダーの定期点検の業務委託が25万ぐらい入っていたのです。今年このショベルローダーの定期点検が入っていないのだけれども、これ2年に1回ですか、それとも契約がそもそもこれ長期契約結んでいて、5年のたしか長期契約だと思うのだけれども、これは何で今年が入っていないのですか。また、ショベルローダーの賃借料も去年と比べると、およそ3倍近い金額になっているのです。去年が15万7,848円なのに、今年が60万324円なのです。それについての兼ね合い、これどういう契約形態になっていて、どういう維持管理をされていて、どういう運用をされているのか、ちょっとここがよく分からないので、教えてください。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） ショベルローダーにつきましては、元年度新しく更新をしております。ですので、その前までは古い機種を再リースしたので、安かったものを、今度新しく定期点検を込みでの賃借料ということで、定期点検のほうはなくなって、こちらに経費が一括でという計上をしているということでございます。

以上です。

○3番(軍司俊紀議員) 分かりました。

○議長(柴田圭子議員) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田圭子議員) それでは、先に進みます。

3款1項の3目最終処分場費と次の4目の次期施設建設費の26、27ページから31ページの一番下のほう、30、31の一番下のほうまで、この2つの目を一緒に範囲とします。

質疑ございますか。

古澤議員。

○5番(古澤由紀子議員) 31ページの上段のところですよ。3款1項4目のところですよけれども、施設整備基本設計のところですよ。ここで成果の報告書を読みまして、熱回収施設及びマテリアルリサイクル施設の施設基本設計云々とあります。ここはもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長(柴田圭子議員) 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) これは次期中間処理施設の建築に向けて、令和元年度、昨年度から5年度の5か年契約で設計に向けての委託をコンサルにしているものでございまして、その経費でございます。その中で、マテリアル施設というのは、粗大ごみ処理施設、それから熱回収施設というのは工場のことです。工場の中には焼却施設と粗大ごみを処理する施設ということで分かれていまして、その言い方で基本的には新クリーンセンターを次期、新しいところに整備する設計の金額でございます。

○議長(柴田圭子議員) 古澤議員。

○5番(古澤由紀子議員) ただいまご説明を伺いますと、それなりに技術革新というものがあつたと思いますけれども、今までの流れの中の上に立ったものだと思うのです。今世の中は低炭素社会というものを目指して、著しい技術革新が進められていると思います。この炉ができるのは令和9年から11年頃にかけてだと思うのですけれども、一回中間施設を構築してしまいますと、非常に値段も高いものですし、工事も大きなものですから、すぐには変えられないと思うのです。ですから、基本設計の段階で新たな技術革新に対して調査をしておかなくてよいのだろうかという懸念があります。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長(柴田圭子議員) 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) 発注の仕方としまして、我々のほうで、一般質問でもお答えしていますが、見積仕様書というものを作成して、それに基づいてメーカーのほうからこういう設備、こういう施設がいいのではないかと提案をいただきます。その提案を受けた中で、組合としていいものを、組合のごみ量ですとか、こういう条件に合致するもの、それから熱利用ですとか、そういうことの設備をする中で、よい提案をしていただいた業者のものを採用していくというような形で、これは審査を経て、そういう形で発注のための準備をしていくということになります。

以上です。

○議長(柴田圭子議員) 古澤議員。

○5番(古澤由紀子議員) 中間処理施設のメーカーって、そうたくさんないと思うのですけれども、技術革新といいますがそれほど明確なものはまだ出てきていないかもしれませんけれども、令和5年まで基本設計の期間があるということですので、いろいろ学説とか出てきていますので、その辺も幅広く検討していただいて、令和10年頃にできたものがそのときの社会のレベルに合致したものであるような準備をしていただきたいと要望します。

以上です

○議長(柴田圭子議員) よろしいですか。

では、ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田圭子議員) では、なければ、3款1項については質疑なしと認めます。

では、次に3款2項に入ります。30、31ページの一番下の2項保健衛生費のところ、39ページの公

債費の上のところまでで質疑ありますか。

増田議員。

○7番(増田葉子議員) 幾つか出ているのですが、決算書35ページの一番上に、斎場の樹木等管理委託料というのがあって、それから37ページの自然の家管理費の中に敷地内樹木等管理委託料というのがまた出てきまして、39ページ、自然公園の管理費の中の委託料で、敷地内樹木等管理委託料というのが出てきまして、足し算すると恐らく3,200万近くの委託料になると思います、全体として。そして、これは契約の報告の中に入っていないが、地元の管理企業のほうに随意契約されているものだと思います。これについては契約の詳細はちょっと書面として分かりませんので、こういったようなこれは見積りというのですか、どういう契約の約束の中でこういう金額で令和元年度決算したのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○議長(柴田圭子議員) 高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長(高橋英夫君) 平岡自然公園の敷地内樹木管理委託につきましては、一般会計の印西斎場管理費、それと平岡自然の家管理費、平岡自然公園管理費、また会計は異なりますが、墓地管理費、これら各事業の委託料に分割して予算計上、あるいは決算計上させていただいております。なお、契約につきましては、一括契約という形で、総額でおよそ3,760万円程度の決算額という形になりますが、こちらの契約に当たりましては樹木、また草木の現状把握、それと千葉県の最低賃金あるいは印西市のシルバー人材センター、こちらの人件費、労務単価などを参考とさせていただきまして、対前年度実績がございますので、これらのものに労務単価の上昇分などを加味した内容で契約をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長(柴田圭子議員) 増田議員。

○7番(増田葉子議員) そうしますと、予算毎年毎年これは精査して状況を見ながらということだと思えるのですけれども、執行率というのですか、それはもう100%という理解でよろしいのか、委託をして精算する形ではなく、100%の執行率でよろしいでしょうか。

○議長(柴田圭子議員) 高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長(高橋英夫君) 年度当初の作業内容、当然業務といたしましての仕様書をまずは計画いたします。その仕様に基づきまして、通年、年間を通して業務に当たっていただいておりますが、よほどの業務の変更あるいは突発的な事情がない限りは当初の仕様書の内容において契約金額を定めまして、こちらの契約金額において計算をさせていただいております。特段精算を行うとか、そのようなことは行っておりません。

以上です。

○議長(柴田圭子議員) 増田議員。

○7番(増田葉子議員) そうしますと、100%ということでもいいのかという確認と、あと令和元年度においては台風被害とかもありましたが、そういったことも含めて状況は大丈夫だったのかということも伺いたいと思います。

○議長(柴田圭子議員) 高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長(高橋英夫君) この業務の執行額については100%ということになります。また、昨年台風被害、2つの大きな台風が参りましたが、こちらは別途、約60本程度が倒木いたしました。こちらの倒木処理に関しましては、その通年の業務委託とは別途、臨時的な業務として別途お願いしております。そちらにつきましても決算書の備考欄のほうに、それぞれの事業項目の中で計上させていただいております。

以上です。

○7番(増田葉子議員) 分かりました。

○議長(柴田圭子議員) よろしいですか。

ほかにありますか。39ページの3款のところまで。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田圭子議員) では、3款2項については質疑なしということをお認めします。

次は4款の公債費と5款の予備費、それと42ページ、実質収支に関する調書、ここまでを範囲といたします。

質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田圭子議員) では、4款、5款及び実施収支に関する調書については異議なしと認めます。

それでは、次に墓地事業特別会計の歳入歳出及び実質収支に関する調書、こちらのほうの質疑に入りたいと思います。

歳入につきましては、48ページ、49ページです。歳入について、墓地事業特別会計、何かございますか。

増田議員。

○7番(増田葉子議員) 49ページ、先ほどの説明で管理料の滞納4件ということなのですが、この状況を詳しく伺いたいと思います。

○議長(柴田圭子議員) 高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長(高橋英夫君) 管理料の滞納ということで、管理料の収入未済額、こちらは2万1,120円ございました。こちらにつきましては、まず令和元年度分の使用料3件、それと平成30年度分の1件、合計4件分の管理料でございます。全て印西市分ということでございまして、このうち2件、1名の方につきましては2か年分が未納となっております。なお、滞納者の方へは複数回の督促状、催告状の送付、またお電話による連絡、ご自宅への訪問など実施いたしました。連絡が取れない方等、また墓地にまだ納骨をされていないというお墓で、遺骨がない状態でご使用されているというような利用者でございまして、そういった関係で墓地をそもそも返還したいというようなご希望をされている方もおりますが、その際、当初お納めいただいた使用料の全額返還を要求される等、ちょっと一方的な理由がございまして、結果として徴収できなかったということでございます。以上です。

○議長(柴田圭子議員) よろしいですか。

○7番(増田葉子議員) 分かりました。

○議長(柴田圭子議員) では、歳入についてございますか、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田圭子議員) では、歳出に移ります。

歳出も一括して受けます。50ページから53ページまで。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田圭子議員) では、次が54ページの実質収支に関する調書から財産に関する調書、57ページまでです。ここまでに質疑ございますか。

軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) 財産に関する調書で、一番最後の57ページのところでちょっと確認したいのですが、大型特殊車両が決算年度中増減高、マイナス1件になっていまして、先ほど局長のほうから20年間使ったブルドーザーが経年劣化し、処分をするということでマイナス1台だということなのですが、このマイナス1台というのは、この処分というのはどういう処分なのですか。ちょっとその処分の形態が、つまり単純にこれを廃棄するのか、それともこの1台を下取りに出して何か買うのか、ちょっとこの数字、三角1だけでは読み切れないので、これは三角1というのはどういう意味なのか、ちょっとここを詳細に教えてください。

○議長(柴田圭子議員) 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長(小川和弘君) 財産の調書の増減についてはマイナス1でございまして、それを詳細に説明させていただきますと、油圧ショベルについては買換えをして更新をさせていただきます。それとブルドーザーが1台廃車、ですので、ブルドーザー分の廃車のものがマイナス1、ということで1台減という形になります。この廃車といいますか、組合としましては1台財産を減らしたということですが、契約形態においてはこのブルドーザーと油圧ショベルの1台、これを下取り

に出して、新しく購入するものを安く手に入れられたという結果となっております。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ということは、これ三角1と書いてありますが、実際はマイナス2、プラス1で三角1がマイナス1ということによろしいのですね、そこ確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） そのとおりでございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 具体的には、私はブルドーザー、これを廃車して油圧ショベルと買換え更新とうことですが、私は初めに数字読んだときに何だいきなりどういうふう廃車するのだと、何か下取りは出さなかったのかと思ったのですが、今の説明を聞いていると、下取りに出したということなのですが、実質的にどのぐらい下取りで取っていただいて、費用が安くなったのか、金額のほうも差し支えない範囲でおっしゃっていただけるなら、よろしくお願ひします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 新規の車両で、購入したのが約1,000万かかりまして、2台下取りさせていただいた分として830万円ほどでございます。ですから、実質170万円ということでの車両取得ということになります。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。では、ここまで質疑なしと認めます。

これで一般会計及び墓地事業特別会計決算の質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

では、討論なしと認めます。

これより認定第1号及び認定第2号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、認定第1号 令和元年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立を願ひます。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 承知しました。起立全員です。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 令和元年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、採決に当たっては印西地区環境整備事業組規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

認定第2号について、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立を願ひます。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。ありがとうございます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

では、ここで休憩といたします。再開は15時ちょうど。

（午後 2時48分）

○議長（柴田圭子議員） 会議を再開いたします。

（午後 3時00分）

◎議案第1号

○議長（柴田圭子議員） 日程第10、議案第1号 令和2年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号 令和2年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

議案第1号 令和2年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,214万2,000円とするものでございます。

補正内容について申し上げます。まず、歳入では令和元年度決算における決算余剰金の一部を歳出予算の補正財源として、4款繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。3款衛生費では次期施設整備事業のアクセス道路整備に係る測量及び設計業務経費の計上及び新型コロナウイルス感染症拡大予防対策関連経費について、新規計上をお願いするものでございます。

詳細につきましては、この後、事務局長から説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

訂正をお願いしたいと思います。「決算剰余金」と申し上げますところを「決算余剰金」と申し上げてしまいました。訂正をお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 確認いたしました。

それでは、引き続き鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第1号 令和2年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について、議案内容を説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,214万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款・項、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、4ページ下段、2、歳入をご覧ください。歳入についてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に2,160万5,000円を追加し、補正後の予算額を2,460万5,000円とするものでございます。これは、歳出予算の補正財源といたしまして、令和元年度一般会計決算に伴う決算剰余金7,806万3,699円のうち2,160万5,000円を予算に計上するものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、5ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。3款衛生費、1項清掃費につきまして、補正前の額に1,544万4,000円を追加し、補正後の予算額を20億1,410万1,000円に、2項保健衛生費につきまして、補正前の額に616万1,000円を追加し、補正後の予算額を4億1,570万9,000円とするものでございます。これは、1項清掃費、4目次期施設建設費で、アクセス道路整備事業を進めるに当たり、道路線形の一部を見直すことによる現況測量業務委託経費232万1,000円と、予備設計業務の委託経費として1,312万3,000円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策関連として、2項保衛生費、1目余熱利用施設費で、平成31年2月21日付で締結いたしました印西地区環境整備事業組合温水センターの管理に関する基本協定書に基づきまして、不可抗力の発生により当該施設を臨時休館した令和2年3月2日から同年3月31日までの分の損害費用を委託料の増額分として526万9,000円を計上するものでございます。

次に、2目環境衛生費、印西斎場管理費では、不特定多数の来場者が見込まれる施設であることから、感染症拡大予防対策として、アルコール消毒液や飛沫防止用パーティション、さらに斎場職員用のマスク、防護服等の消耗品を購入するため68万6,000円を計上するものでございます。

最後に、同、環境衛生費、平岡自然の家管理費では、令和2年2月29日から同年3月31日まで臨時

休館したことに伴う施設使用料の還付でございまして、施設の予約時に規定の施設利用料を納入いただいていることから、印西地区環境整備事業組合平岡自然の家の設置及び管理の関する条例第12条ただし書きに基づきまして、納付者に還付をするものでございまして、20万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。継続期間を令和2年度と令和3年度の2か年とする継続費の全体計画でございます。財源内訳でございますが、総額は5,822万3,000円、内訳は特定財源が1,265万6,000円、一般財源が4,556万7,000円でございます。令和2年度年割額の1,312万3,000円につきましては、全て一般財源を予定しております。令和3年度事業分の年割額は4,510万円でございます。このうち環境省の循環型社会形成推進交付金を1,265万6,000円、一般財源は3,244万4,000円を予定しております。なお、この継続費の総額に対する進捗率でございますが、令和2年度は22.5%、令和3年度につきましては77.5%を予定しているところでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑に当たりましては、ページを述べてからお願いいたします。

質疑はございませんか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 1点だけちょっと確認の意味で質問をさせていただきたいと思うのですが、5ページの歳出の衛生費の保健衛生費の中の印西斎場管理費のうち消耗品費、先ほど局長のほうから説明があったように、これ私一般質問も質問をさせていただきましたが、マスクとか防護服、パーティションなどという話もありましたけれども、そもそもこの68万6,000円で足りるのかというのが1点、それからこれ印西斎場の中の消耗品費として盛り込んでありますけれども、新型コロナウイルス感染症を考えた場合に、例えば印西斎場以外にも、例えば環境整備事業組合が持っている5か施設においては、補正をする必要はないのか、そこについてちょっと確認させてください。

以上2点です。

○議長（柴田圭子議員） 高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋英夫君） それでは、まずご質問いただきました印西斎場分の消耗品、この予算で足りるのかというご質問でございますが、まずこの消耗品の68万6,000円の内訳を申し上げますと、大きく分けまして手指消毒液等の衛生管理用消耗品として27万8,000円、飛沫防止用のシート、パネル、こちらは3式場の受付分を予定してございまして、23万8,000円、それと火葬業務作業員の感染防止用の防護服、マスクなど17万円、こちらは主に備蓄品ということで対応したいと思っておりますが、以上の3点の消耗品の購入を今回補正予算に計上させていただいております。

なお、斎場につきましては、既に4月以降業務を行っているわけでございますので、当然4月からこういったものの、特に手指消毒液などについては既に業務に供しているところでございますが、こちらは当初予算に計上しておりました施設の衛生管理用消耗品、こちらの予算を先行執行させていただいて対応しているところでございます。

また、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、議員さんご指摘のとおり、さらなる対策、そちらを講じることも想定されますが、その際にはまずは既定予算の執行残を見ながら、また予備費の活用、場合によってはさらなる補正予算など、感染予防、こちらのほうには万全を期してまいりたいと考えております。

それと平岡自然公園の斎場以外の施設、こちらについてということでもよろしかったでございませうか。続けてお答えしてよろしいですか。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員、平岡の斎場施設以外の部分についてのご質問、それとも……

○3番（軍司俊紀議員） それも含めて全部。

○議長（柴田圭子議員） 全部、平岡のことから、では先にお願ひします。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋英夫君） それでは、続けさせていただきます。

斎場以外の自然の家、また霊園といった施設がございますが、まず自然の家につきましてはコロナウイルスの感染予防の観点から、4月以降6月9日まで施設を休館させていただきました。これによりまして、当初予定をしておりました施設の清掃等衛生管理用消耗品の執行が、その期間に関しては不用となったというようなことがございまして、こちらの予算を執行させていただいて、コロナの対応をとらせていただいております。

また、印西霊園の管理事務所につきましては、当初予定しておりました衛生管理用消耗品、その予算の範囲内で対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 平岡以外ということで、他施設の環境整備事業組合の持つ施設について、お答えいたします。

平岡につきましては、ただいま課長からもご説明がありましたとおり、多数の来場客がいらっしゃるということで、このような形で補正をさせていただいておりますけれども、ほかの施設につきましては、現在は間に合っているというような状況でございます。しかしながら、感染がまた拡大をしていくようなこととなりますと、不足する場合もございますので、慎重に対応はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） おおむね今のご回答で分かったのですけれども、特にやはり一番初めにお聞きした印西斎場の管理費の消耗品費の中で、一番心配しているのはやはり火葬業務に当たる方の例えば防護服、その辺については職員の方々の感染防止対策という意味でも十二分に、決して例えば防護服がないとか、そういうことがあってはならないと思いますので、多少予備を持ってストックしていただければと思います。その意味で、先ほどの内訳27万8,000円と23万8,000円を除くと、火葬業務については17万円ですり足りかなというのがありますけれども、そこをもう一度確認して終わります。

○議長（柴田圭子議員） 高橋平岡自然公園事業推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋英夫君） 火葬場業務職員の感染防止用ということで、防護服、それからマスク、これは主に備蓄という趣旨で今回予算をお願いしております。現段階では、当面の間予算的には17万円程度になりますが、こちらのほうで対応が可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ございますか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） 5ページの温水センター管理費の委託料について伺います。

ご説明で令和元年度分の臨時休館の増額分として、今回令和2年度予算の中で増額するという事なのでございますけれども、臨時休館については本年度、2年度においても多分2か月間休館しておりますので、今後どういう対応になるのか、今年度分は増額しなくていいのかどうか、その辺はどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） お答えします。

確かに4月、5月ともに休館している時期については、売上げ等も減少しているというのは聞いております。幾ら収支ということで、これはまた年度1年間を見た中で、黒字がある部分については見えていただくということもありますので、今後協議して、年度の収支が出た段階でまた予算を要求させていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、もう一点すみません、同じく5ページになりますが、アクセス

道路の設計についてなのですが、この軟弱地盤解析業務というのはちょっとよく内容について分かりませんので、アクセス道路の大部分についてこういう地盤調査が必要なのか、一部分についてなのか、どういう手順で、6ページ、継続費の中で、例えば令和2年度は軟弱地盤の調査をやって、3年度設計するとか、そういったような継続費と考えていいのかどうか、その辺の手続というのをもう少しご説明お願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 軟弱地盤の経費、設計につきましては、主に3年度が主になります。場所的と言いますか、詳細な位置というのはやはり現地に入って設計を進めていかないと分からない部分もございますが、その中で主に水田、その地区、地番は市の整備している道路と接する部分から水田を通過して予定地、山のほうに上がっていくわけけれども、その間の水田地帯のところは主に軟弱地盤ということで想定しています。その設計を、どういう対策をしていけばいいのかということをご設計していくということでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） ちょっと答弁漏れでもあるのですが、手順としては軟弱地盤調査をまず行ってから全体設計というふうになるのか、同時進行のような形になるのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 小川工場長。

○印西クリーンセンター工場長（小川和弘君） 今想定しているのは、まず予備設計という形で、どこをルートするかということをご今年度にご決めます。そこで、その係る土地についての地盤解析を次年度以降に進めて、また道路の詳細設計まで併せて行っていくという予定でございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、討論もなしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 令和2年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 承知いたしました。起立全員でございます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎同意第1号

○議長（柴田圭子議員） 日程第11、同意第1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

野田泰博議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、ご退席をお願いいたします。

（9番 野田泰博君退席）

○議長（柴田圭子議員） では、本案について提案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 同意第1号についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定により、現在欠員となっております議会から選任される監査委員について、議会の同意をお願いするものでございます。

同意をお願いする方は、栄町安食台在住の野田泰博氏をお願いするものでございます。野田氏は、お手元の資料にございますように、現在、栄町議会議員として8期目を迎え、栄町の発展、住民福祉の向上のために大変ご尽力をされている方でございます。主な要職といたしまして、栄町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員などを務められており、豊富な経験と高い識見を持ち、監査委員として適任の方であると存じます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 提案内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

なお、人事案件につき、地方自治法第132条の規定により品位の保持に努めるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、討論なしと認めます。

これより同意第1号について、採決をいたします。

同意第1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 承知いたしました。起立全員でございませう。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

野田議員の退席を解きます。

（9番 野田泰博君着席）

○議長（柴田圭子議員） 野田議員に申し上げます。

ただいま議員選出監査委員の同意を得ましたので、よろしくお願い申し上げます。

ここで就任のご挨拶をお願いいたします。

○9番（野田泰博議員） この印西環境に来て、私いつも監査をやらされていたのですけれども、もう今回だけで辞めさせてくれと言っていたのですけれども、何回も何回もやっちゃいました。でも、今決まったということは、ある意味で名誉に感じています。というのは、印西市がこの印西環境、私は反対していたのです。40年前のことがあったから反対していたのです。ここでいいではないかと、でも市長が移りたいという気持ちは次の40年後を見て移ろう、50年後を見て移ろうとしているのだなというのを感じておりました。それがここを移ることによって次の大きな印西市のまちづくりに発展するような、今回ここに出てきた見通しというか、これからのステージを見てみたらちょうど4年後にこれから新しいまちづくりが始まるような計画になっているのです。だから、それに少しでも手助けになれば監査も一生懸命やって、しっかり市長に文句を言いながらやっていこうと思っております。長くなりました。あと30分ぐらい必要だと思ったのですけれども、ここでやめます。大変ありがとうございました。皆さん、選んでくれてありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（柴田圭子議員） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午後 3時28分）